

「自殺対策計画の策定について」の説明資料

資料1 生駒市自殺対策計画

資料2 生駒市自殺対策計画変更箇所(12月定例会後)

生駒市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない生駒市の実現を目指して～

令和 6 年 3 月

奈良県生駒市

はじめに

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の
問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識さ
れるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されてきました。その結
果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果
を上げています。



本市におきましても、平成31年3月に、令和元年度から5年度ま
でを計画期間とする自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」
の実現を目指し、関係機関等の協力のもと、自殺対策を推進しているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年以降、自殺の要因に
なりうる様々な問題が顕在化し、女性やこども・若者の自殺者数が増加する等の状況が生じ
ています。

こうした状況を踏まえ、この度、これまでの取組を継承するとともに、新たに女性やこども・
若者の自殺対策を重点施策に加え、目指す姿の実現に向けた更なる自殺対策を推進するた
め、第2期となる自殺対策計画を策定いたしました。

本計画の推進に当たっては、「自殺の多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのでき
る社会的な問題である」という認識のもと、行政だけでなく、市民や関係機関の皆様との協
働・協創による取組が重要であると考えております。皆様の一層のご理解とご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、関係機関の皆様をはじめといたしまして、貴重なご意見
やご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

生駒市長 小 紫 雅 史

目 次

第 1 章	計画の概要	1~6
第 2 章	生駒市の現状と課題	7~18
第 3 章	基本方針及び施策体系.....	19~24
第 4 章	基本施策.....	25~31
	1 自殺対策を支える人材育成	
	2 市民への啓発と周知	
	3 生きることの促進要因への支援	
	4 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	
	5 地域におけるネットワークの強化	
第 5 章	重点施策.....	32~42
	1 高齢者対策	
	2 生活困窮者等対策	
	3 勤務経営問題対策	
	4 女性の自殺対策	
	5 こども・若者の自殺対策	
第 6 章	推進体制と評価.....	43~46
(資料)	生きる支援の関連施策.....	47~67

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨

日本の自殺者数は、平成10年以降、14年間連続で毎年3万人を超えていました。平成18年に国が策定した自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識されるようになってとともに、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、平成22年以降の自殺者数は2万人台まで減少するなど、着実な成果をあげていました。

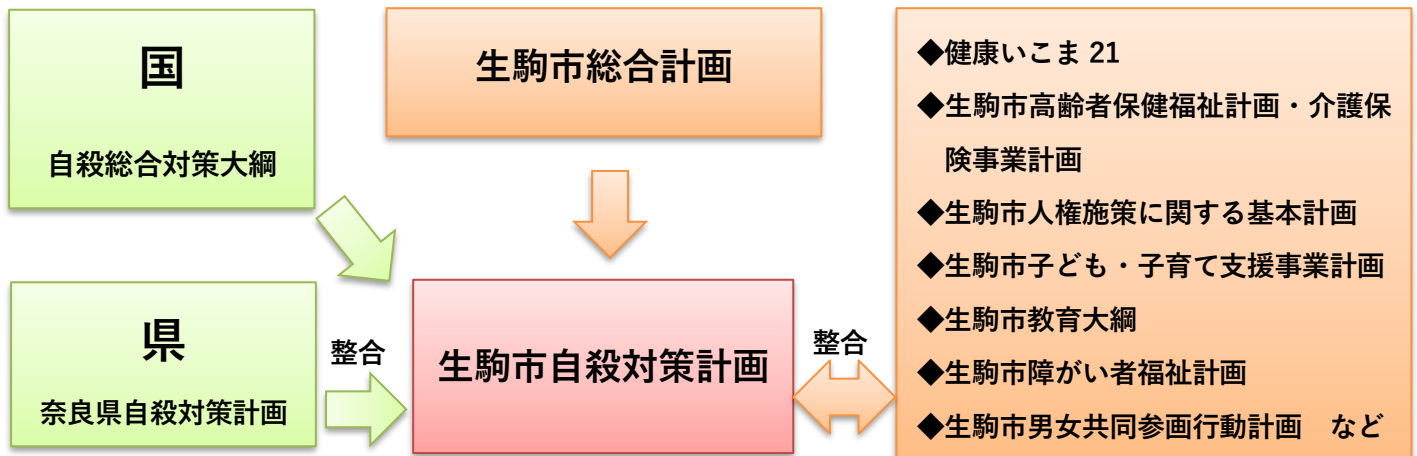
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年には、自殺の要因になりうるさまざまな問題が顕在化し、再び増加に転じるとともに、女性や小中高生の自殺者数が著しく増加するといった新しい状況が生じています。

生駒市の自殺者数は、過去5年間に減少と増加を繰り返していますが、女性やこども・若者の自殺者数については、増加傾向にあります。

このような状況の中、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、生駒市自殺対策計画（以下「本計画」といいます。）を改定します。改定に当たっては、これまでの取り組みを継承するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行による状況を考慮し、女性やこども・若者の自殺対策を新たに重点施策に加え、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、さらなる自殺対策を推進していきます。また、自殺対策にかかる事業を「生きる支援の関連施策」とし、関係機関と連携を図りながら市全体として取り組みを進めてまいります。

(2) 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の要旨を踏まえ、奈良県自殺対策計画及び生駒市総合計画や関連する各種計画と整合を図り、地域の実情を勘案して策定します。



2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までとします。

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に一度を目安として改定されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容を見直します。

3 計画の目標

「自殺者ゼロ」を目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない生駒市の実現を目指します。

4 SDGs に関わる取り組みとの関係

SDGs（エスディージーズ＝Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年に向けた持続可能な社会を構築するための国際目標です。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、経済・社会・環境の側面から統合的に取り組むための世界共通言語となっており、その達成に向けて、さまざまな関係者の連携が重要とされています。

自殺対策は SDGs の理念と合致するものであることから、自殺対策の取組を進めることで、SDGs の目標達成を目指します。



5 前回計画の評価

(1) 評価指標 (達成した指標は、赤字で記載しています。)

	施 策	指 標	策定時の値 (2017 年)	目標値 (2023 年)	実績報告 (2023 年)
基 本 施 策	自殺対策を支える 人材育成	ゲートキーパー研修を受けた市職員の割合	全職員の 18%	全職員の 50%	全職員の 24.9%
		ゲートキーパー研修を受けた市民等の人数	延べ 211 人	延べ 700 人	延べ 560 人
		あいサポーター養成研修を受けた市民等の人数	1,042 人	延べ 1,600 人	1,646 人
	市民への啓発と周 知	ゲートキーパーを知っている市民の割合	—	20% (5 人に 1 人)	42.6% (※)
	生きることの促進 要因への支援	相談窓口を記載したリーフレットの配布	—	10,000 枚	9,500 枚
	児童・生徒の SOS の出し方に関する 教育	自分にはいいところがあると思う児童・生徒の割 合	72.6%	84.0%	77.7%
	地域におけるさま ざまなネットワー クの構築	自殺対策推進会議の開催	—	年 1 回	年 1 回の開催 (R4 年度除く)
		既存の地域ネットワークとの情報連携	—	8 団体	8 団体
重 点 施 策	高齢者対策	介護予防・日常生活支援総合事業参加人数	110,543 人	157,254 人	111,406 人
		認知症サポーター養成講座受講者数	7,443 人	11,898 人	14,565 人
		住民主体の通いの場の数	110 箇所	152 箇所	155 箇所
	生活困窮者等対策	生活困窮者自立相談支援件数	136 件	140 件	140 件
		各種相談窓口を知っている市民の割合	—	50% (2 人に 1 人)	39.4% (※)
	勤務経営問題対策	各種相談窓口を知っている市民の割合	—	50% (2 人に 1 人)	36.7% (※)

(※) 令和 5 年 9 月に実施した自殺対策に関する市民意識調査に関するアンケート回答結果による

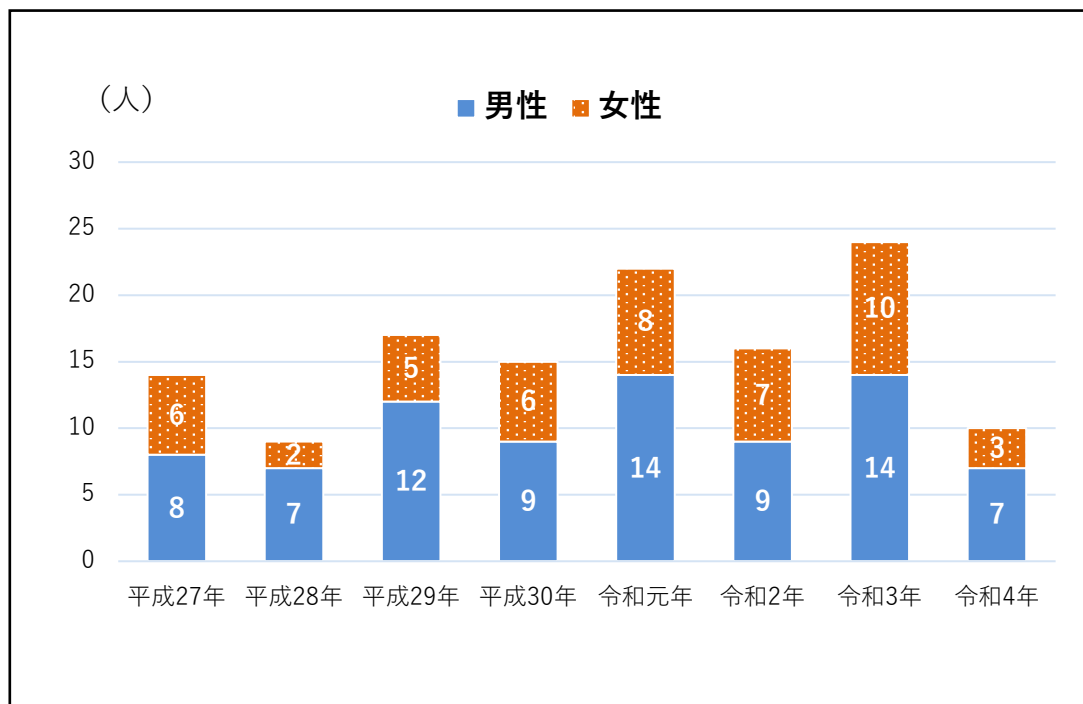
前回の計画期間は、新型コロナウイルス感染症が流行した時期と重なり、事業実施に制限が伴いました。そのような状況の中、各施策の進捗については、目標値を達成している施策も複数あり、また、目標値に届いていない施策であっても計画策定時の数値から比べると、ほとんどすべての事業が目標値に向けて前進し

ており、取り組みが着実に推進されていることがうかがえる結果となっています。

第 2 章 生駒市の現状と課題

1 生駒市の自殺者数の推移

図1 生駒市の自殺者数の推移



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成27年から令和4年までの各年次確定値）

2 自殺者数及び自殺死亡率の推移（全国・奈良県との比較）

本市の自殺死亡率^(※)は、全国や奈良県と比べ低い傾向にあります。しかし、令和元年と令和3年は全国平均を上回っています。

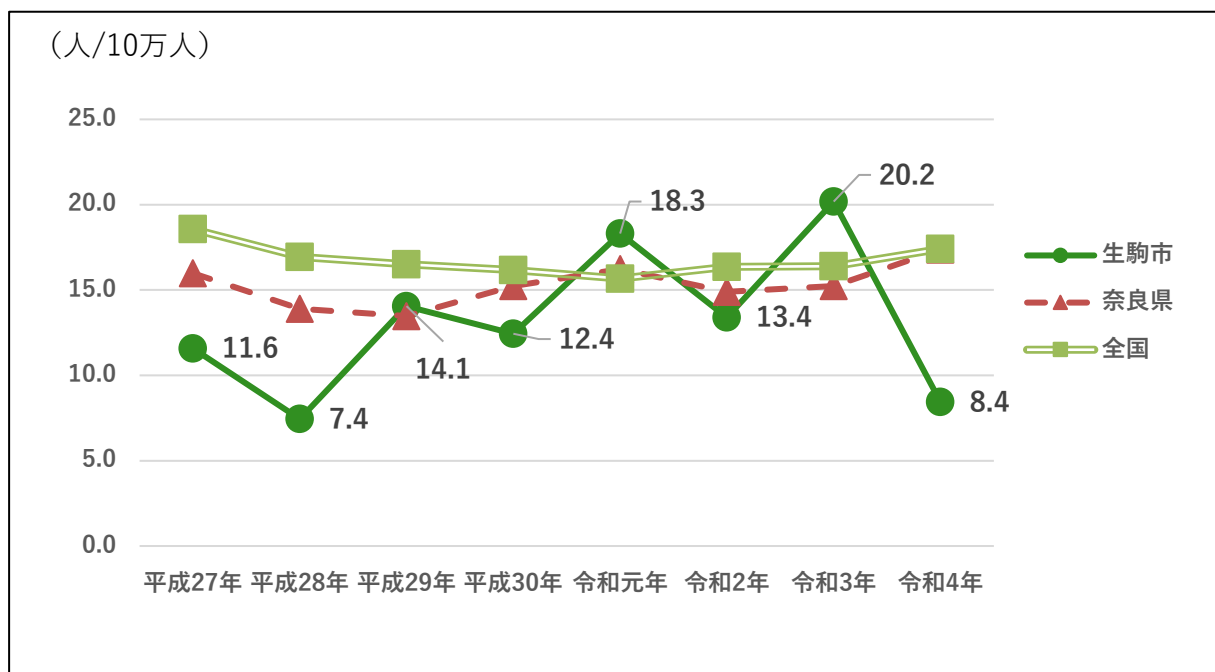
(※) 人口10万人当たりの自殺者数

表1 自殺者数及び自殺死亡率の推移（全国・奈良県との比較）

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成27年から令和4年までの各年次確定値）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	自殺者数（人）	23,086	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
	自殺死亡率（人/10万人）	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.4
奈良県	自殺者数（人）	223	193	186	209	221	201	205	232
	自殺死亡率（人/10万人）	16	13.9	13.5	15.2	16.2	14.9	15.2	17.4
生駒市	自殺者数（人）	14	9	17	15	22	16	24	10
	自殺死亡率（人/10万人）	11.6	7.4	14.1	12.4	18.3	13.4	20.2	8.4

図2 自殺死亡率の推移（全国・奈良県との比較）

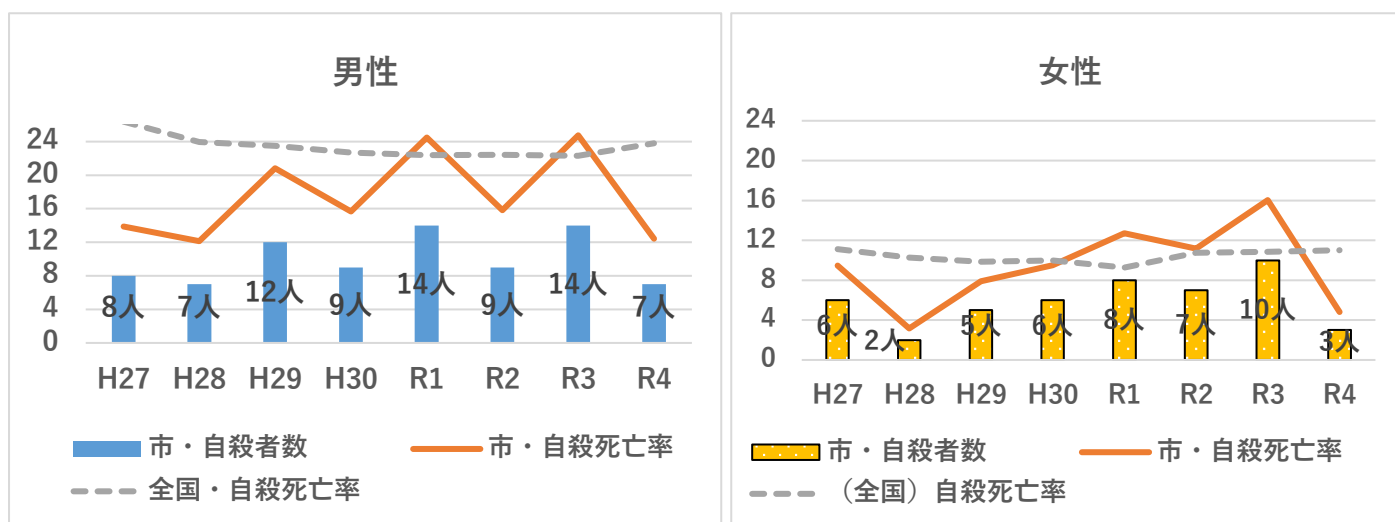


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成27年から令和4年までの各年次確定値）

3 男女別の自殺者数・自殺死亡率の特徴

男女別の自殺者数・自殺死亡率の推移は、平成 27 年から令和 4 年までの間でみると、男性については、増減はあるものの横ばいの傾向ですが、女性については、平成 28 年から増加傾向となっています。

図3 生駒市の男女別自殺者数・自殺死亡率の推移

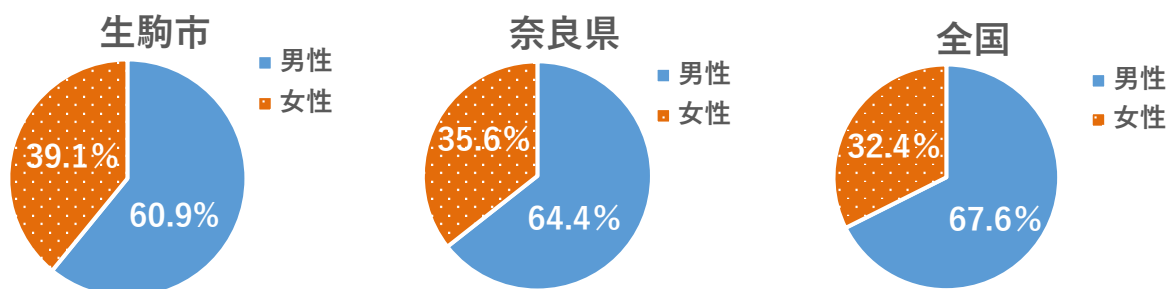


出典：一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール【2022】

4 男女の自殺者の割合（全国・奈良県との比較）

平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の男女の自殺者の割合は男性 60.9%、女性が 39.1%です。奈良県（男性 64.4%、女性 35.6%）、全国（男性 67.6%、女性 32.4%）と比較すると女性の割合が少し高い傾向にあります。

図4 男女別の自殺者の割合（全国・奈良県との比較）

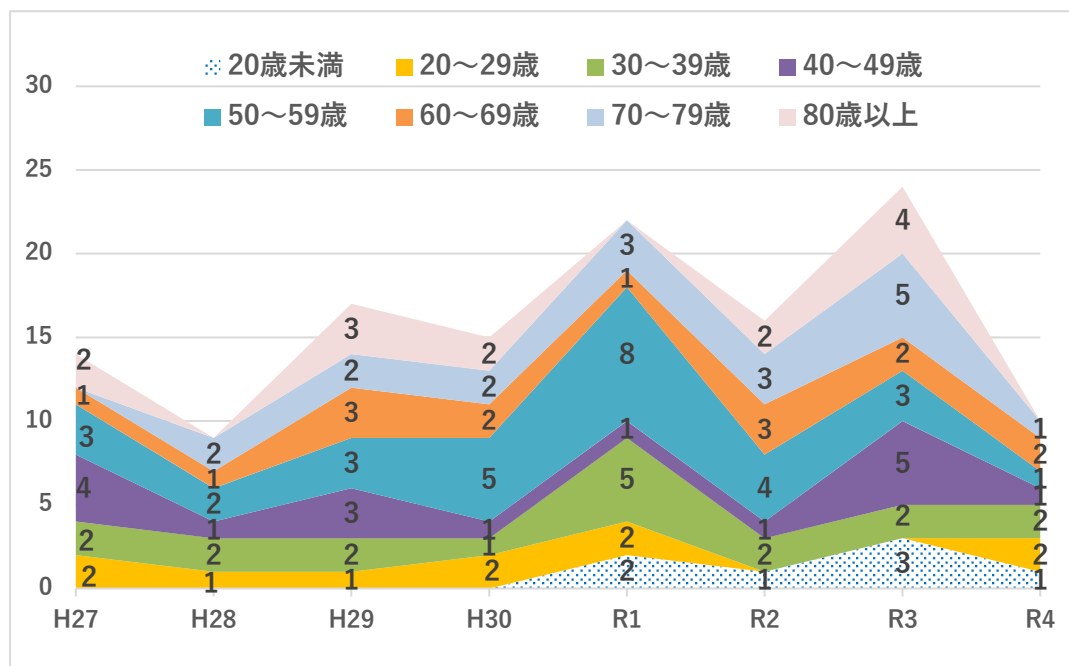


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

5 年代別の自殺者数の特徴

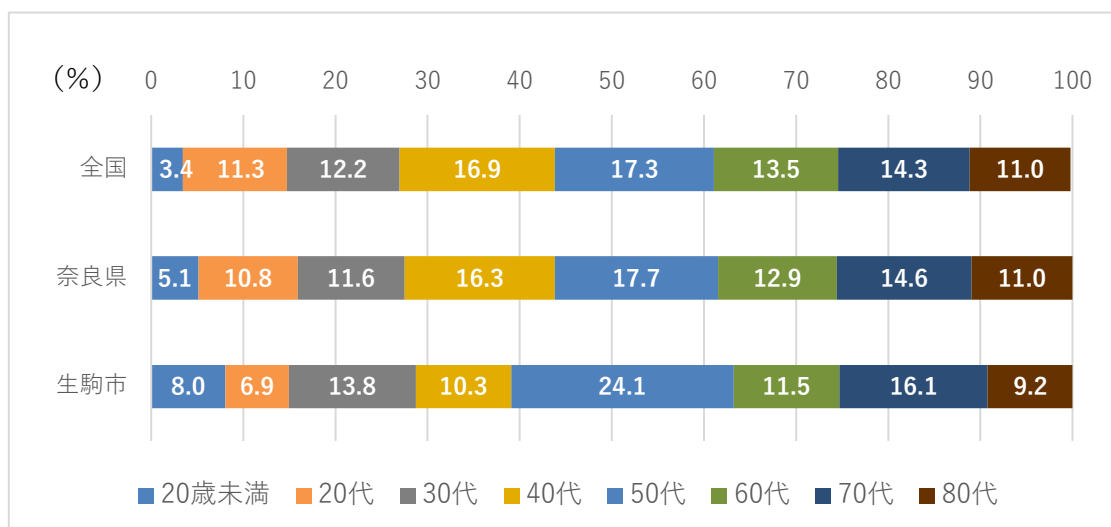
年代別の自殺者数は、平成 27 年から令和 4 年までの合計をみると、多い順に、50 代が 29 人、70 代と 30 代が 18 人、40 代が 17 人となっています。

図 5 生駒市の年代別の自殺者数の推移



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 27 年から令和 4 年までの各年次確定値）

図 6 年代別の自殺者の割合（全国・奈良県との比較）

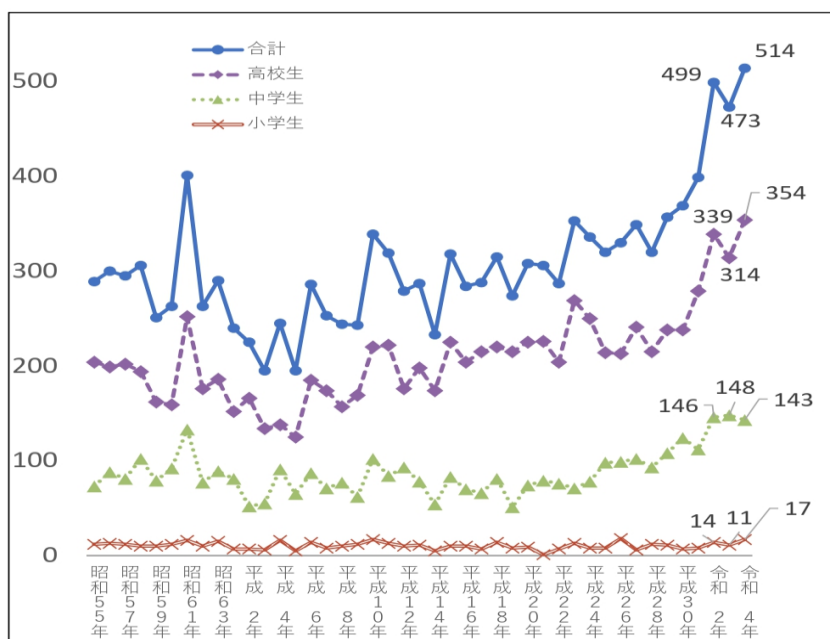


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値）

6 全国・奈良県の児童・生徒（小中高生）の自殺者数の年次推移

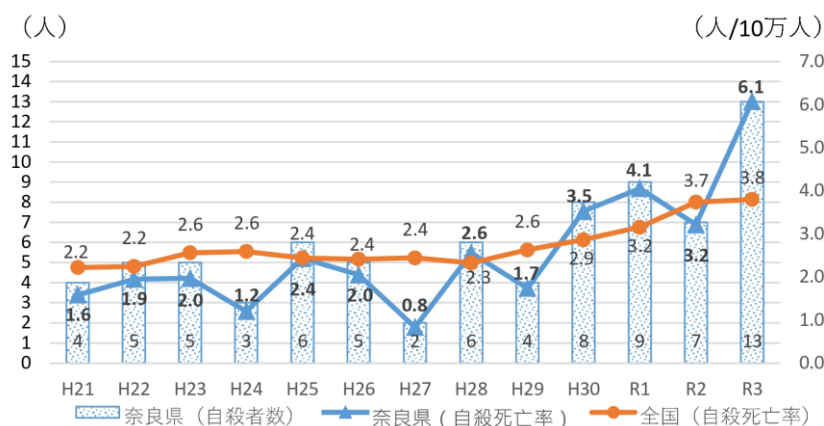
令和4年の全国の小中高生の自殺者数は514人で、内訳は小学生が17人、中学生が143人、高校生が354人でした。小中高生の自殺者数が500人を超えるのは初めてであり、こども・若者の自殺の問題については非常に深刻な状況となっています。

図7 全国の児童・生徒の自殺者数の推移



出典：こども家庭庁資料

図8 奈良県の19歳以下の自殺者数及び自殺死亡率の推移

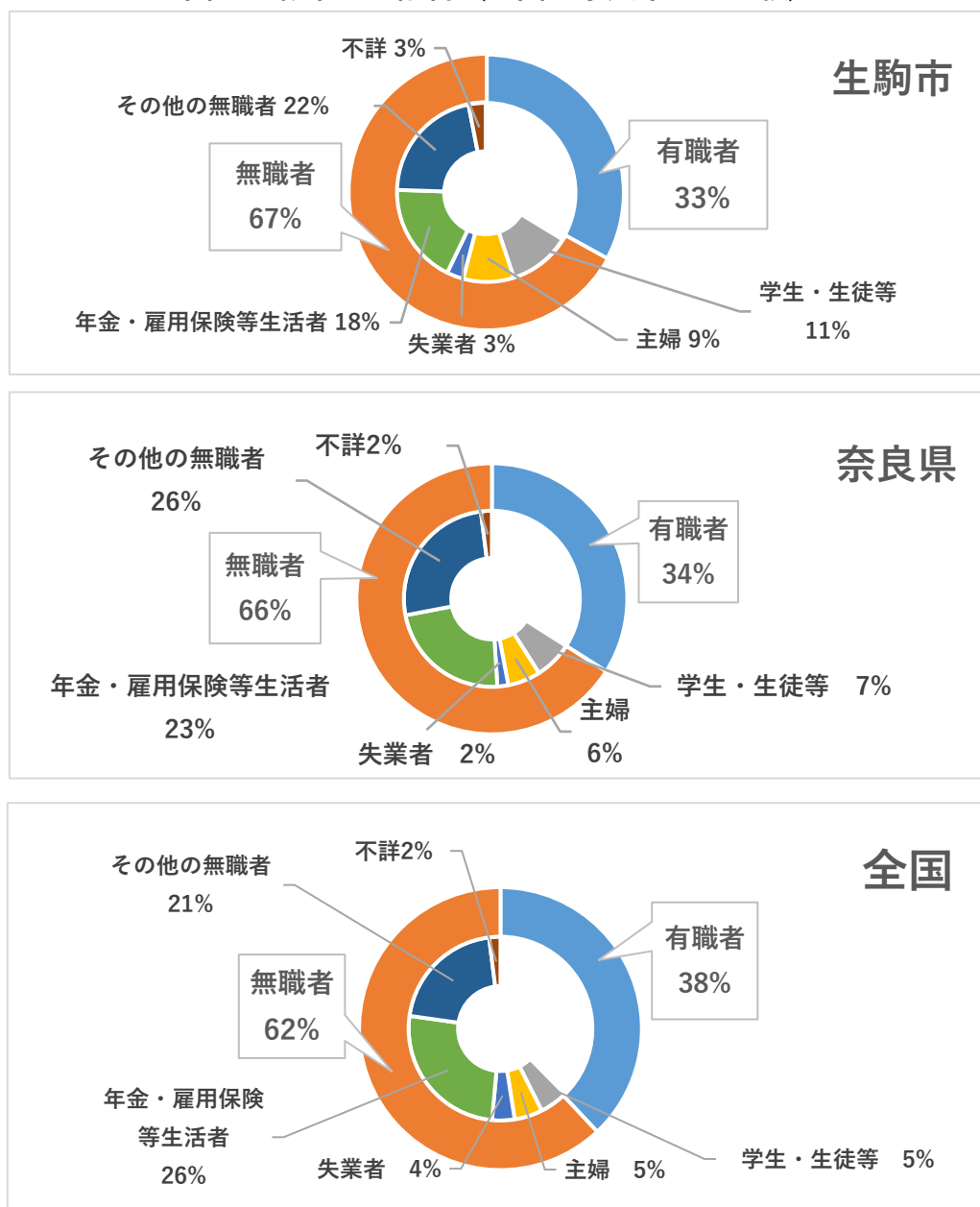


出典：奈良県自殺対策計画の概要

7 職業別の特徴（全国・奈良県との比較）

職業別の自殺者の割合は、平成 30 年から令和 4 年までの合計をみると、全国より無職者の割合が多く、その中でも、「学生・生徒等」と「主婦」の割合が高い傾向にあります。

図 9 職業別の割合（全国・奈良県との比較）

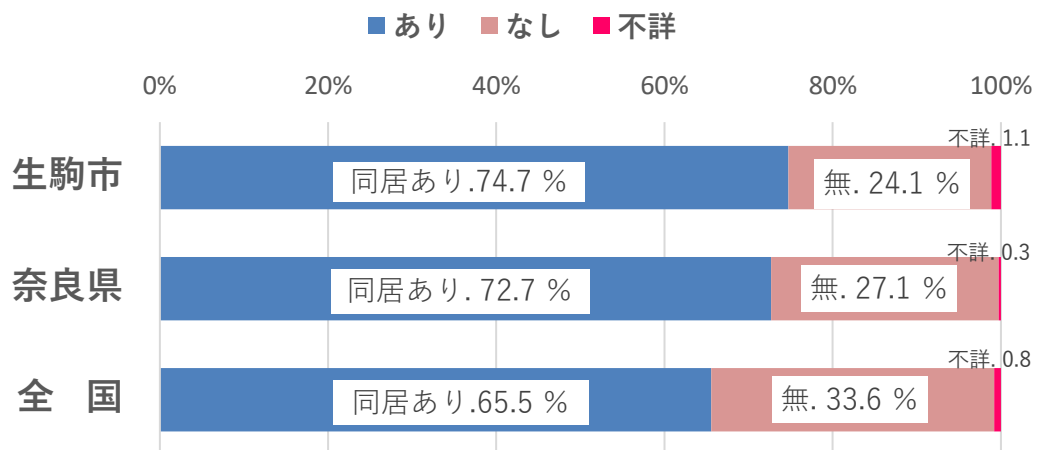


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

8 同居人の有無別の割合（全国・奈良県との比較）

自殺者を同居人の有無でみると、同居人がいる方の自殺者の割合が全国や奈良県と比べて高い傾向にあります。

図 10 同居人の有無別の割合（全国・奈良県との比較）

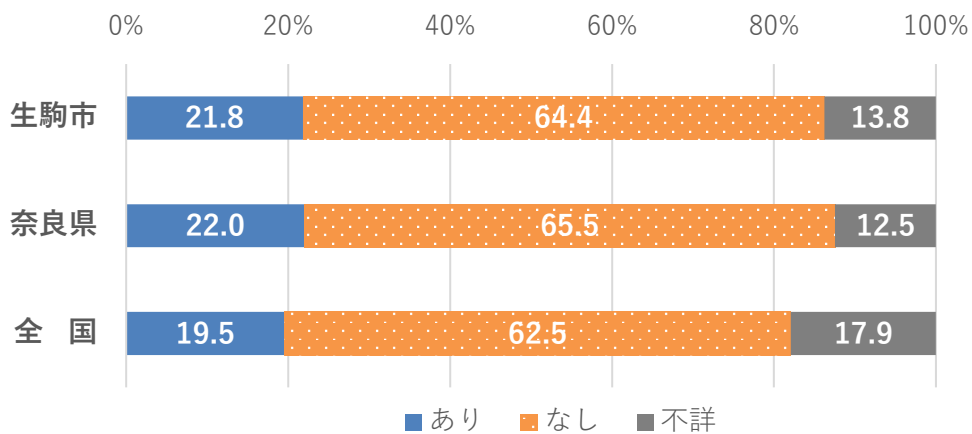


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

9 自殺未遂歴の有無（全国・奈良県との比較）

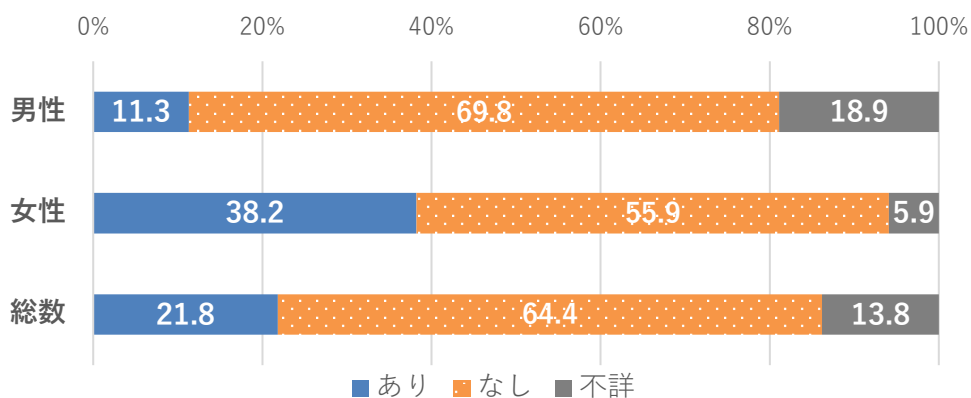
平成 30 年から令和 4 年までの本市の自殺者のうち、自殺未遂の経験があった人は、経験の有無が不詳だった人を除くと 21.8%になります。性別でみると、女性の方が男性より高い傾向にあります。

図 11 自殺未遂歴があった自殺者の割合（全国・奈良県との比較）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

図 12 自殺未遂歴があった自殺者の割合（生駒市・男女別）

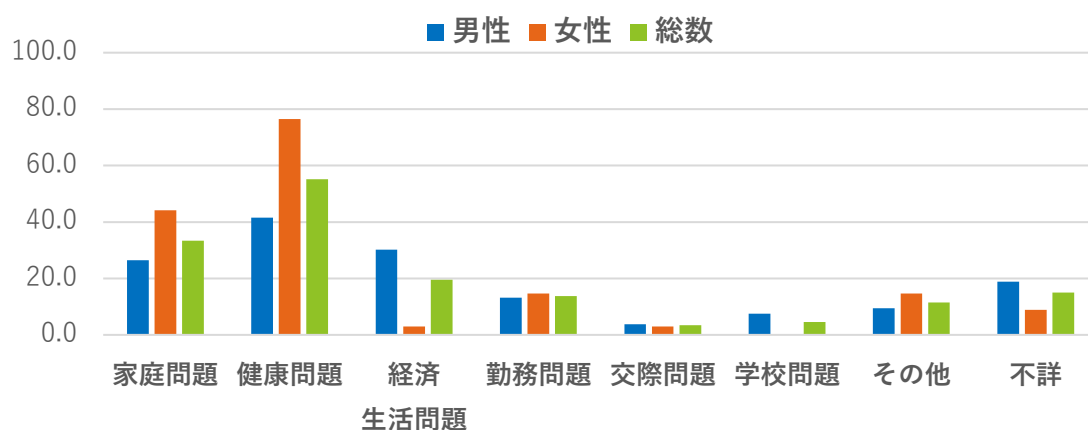


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

10 自殺の原因と危機経路

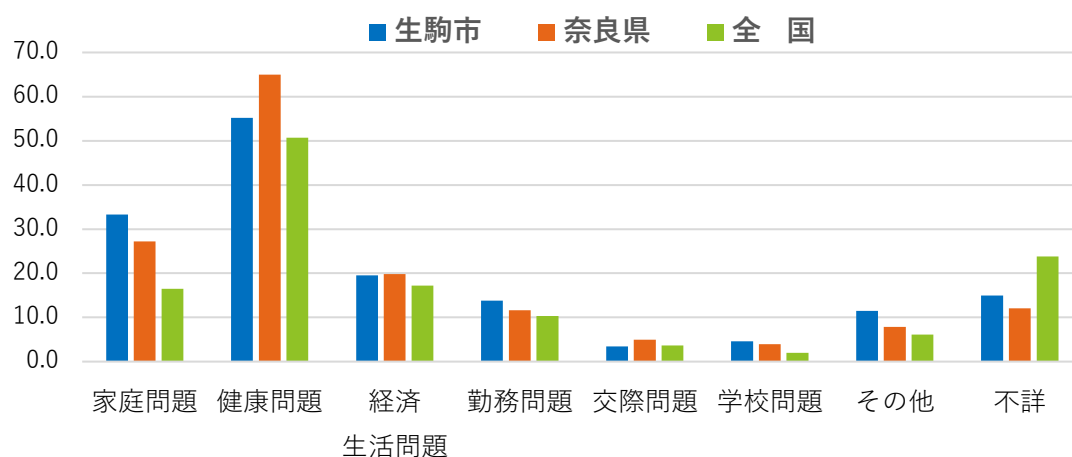
本市の自殺の原因については、健康問題が最も多く、次に男性では経済・生活問題、女性では家庭問題が多くなっています。

図 13 自殺原因の男女別の割合（複数回答あり）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

図 14 自殺原因の割合（全国・奈良県との比較）（複数回答あり）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 30 年から令和 4 年までの各年次確定値を合計）

11 本市の自殺の特徴

本市は、全国平均と比較しても自殺死亡率は低い状況にありますが、令和元年と令和3年は全国平均を超え、予断を許さない状況にあります。また、全国状況と同様に、20代未満の年齢層や女性の自殺死亡率が増加している傾向が見られるため、これらの対象への支援をさらに推進していく必要があります。

地域自殺実態プロフィールについて

一方で、上記の自殺の特徴に加え、自殺対策推進センター^(※)が自殺に至る背景を分析した『地域自殺実態プロフィール』によると、表2で示されているとおり、危機となる要因に、無職や失業による生活困窮、過労など仕事や生活に関する悩み、介護による疲労や悩み等が多くあがっており、「高齢者、生活困窮者、勤務・経営」の3つの集団に対する対策を進めることが推奨されています。そのため、これらの集団に対する対策についても取り組みを進めていくことが重要となります。

(※)「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」

で定める指定調査研究等法人である一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの略

表2 本市の主な自殺の特徴（平成29年から令和3年までの合計）

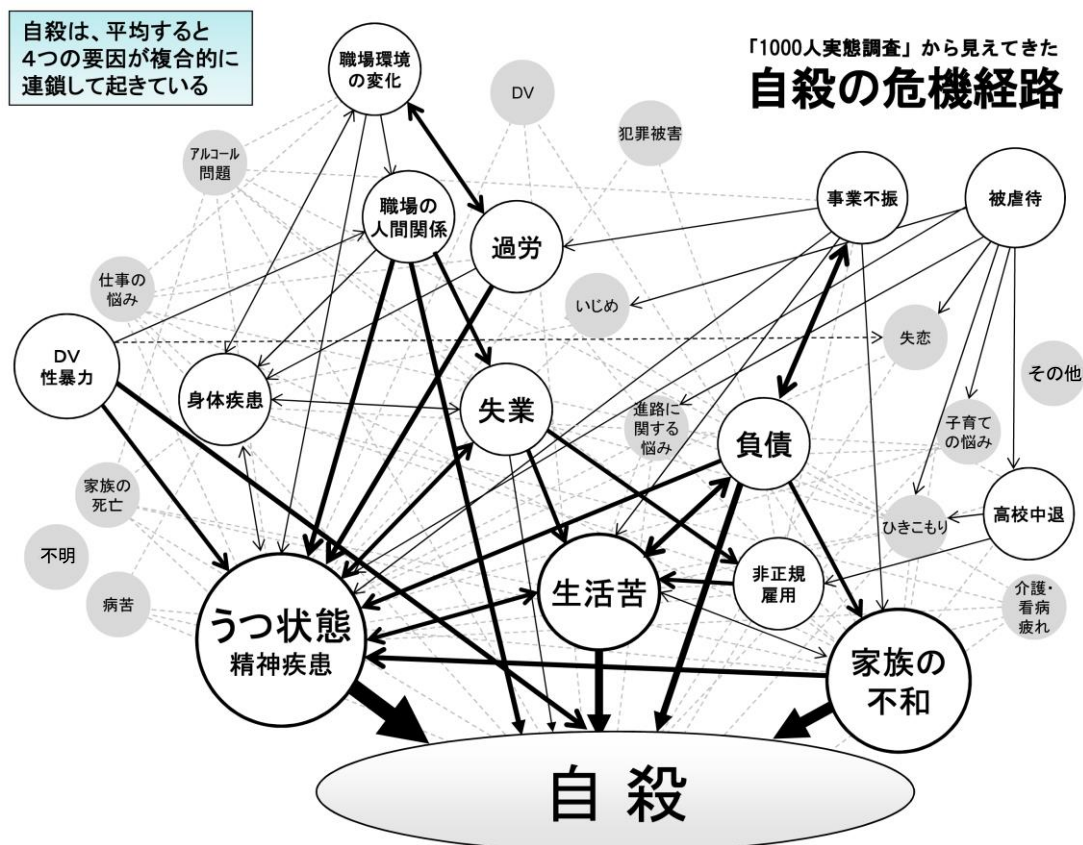
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	13	13.8%	26.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	9	9.6%	13.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	8	8.5%	10.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上有職同居	7	7.4%	23.1	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:女性 40～59歳無職同居	7	7.4%	15.2	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺

出典：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール【2022】

図 15 は、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが実施した 1,000 人の自殺者の実態調査の結果からみえてきた「自殺の危機経路」（自殺に至るプロセス）です。

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均 4 つの要因」を抱えていたことがわかっています。

図 15 自殺の危機経路



出典：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1,000 人調査」

第 3 章 基本方針及び施策体系

1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱に基づき、以下の6点を「基本方針」とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺リスクの要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のさまざまな取り組みを結集して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。またこのような取り組みを包括的に実施するためには、さまざまな分野の関係者や組織等が綿密に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、SNSによる誹謗中傷、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティに関する周囲の無理解等についても、さまざまな関係者や組織等が連携して取り

組みを行っています。連携の効果をさらに高めるため、さまざまな分野の支援者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

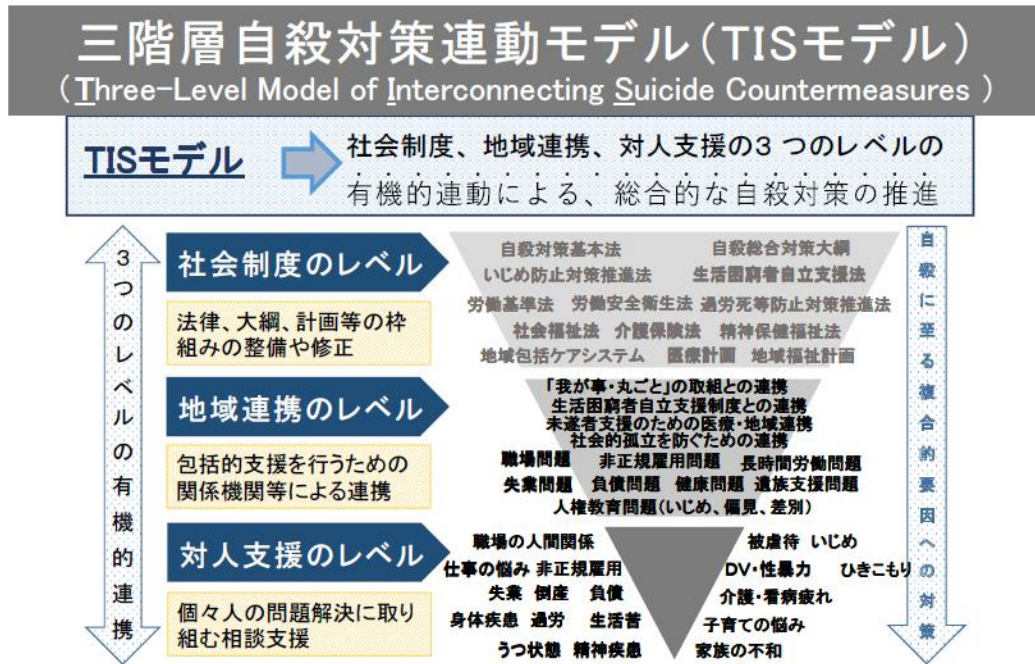
特に、孤独・孤立対策や重層的支援体制整備事業、地域コミュニティの活性化などの地域共生社会の実現に向けた取組みは、福祉分野の中の連携を円滑化することで個人が抱える複雑な生活課題への対応力を高めるだけでなく、福祉に限らない多様な分野・主体の協働により、アプローチできる範囲を広げ、一人ひとりの日常に寄り添った多様な支援や関係性の構築を目指すものです。このため、効果的に自殺対策を行うに当たっては、地域共生社会の観点から施策を推進していくことが不可欠であり、行政、地域住民と地域の多様な主体によるネットワークの中で、地域の力により悩み事を抱える人の早期発見・伴走支援を行い、一人ひとりが地域に居場所や生きがいを見つけ、その結果、さらに地域全体が活性化していくという好循環を創り出すことが重要です。

また、自殺の背景ともなる生活困窮に対応するため、生活困窮者自立支援制度と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことや、自殺対策と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる体制の整備を進めていくことが必要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という3段階のレベルがあります。社会全体の自殺リスクの低下につながる効果的な対策を講じるためには、さまざまな関係機関・関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

図 16 三階層自殺対策連動モデル



出典：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター資料

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」を実現するためには、国や県、関係

団体、民間団体、企業、市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有した上で、それぞれができる取り組みを進めていくことが重要です。

(6) 自殺者や自殺未遂者等の名誉や生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる全ての者が、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいく必要があります。

2 施策体系

本市の自殺対策は、国がすべての市町村が共通して取り組むべきとして定める「基本施策」と、本市の自殺の実態やリスク要因に焦点を絞った取り組みである「重点施策」の大きく2つの施策で構成します。また、基本施策・重点施策の具体的な施策を「生きる支援の関連施策」としてまとめ、これらの施策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

（施策の体系）

基本施策（自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組み）

- 1 自殺対策を支える人材育成
- 2 市民への啓発と周知
- 3 生きることの促進要因への支援
- 4 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育
- 5 地域におけるネットワークの強化

重点施策（本市の自殺の実態やリスク要因に焦点を絞った取り組み）

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者等対策
- 3 勤務経営問題対策
- 4 女性の自殺対策
- 5 こども・若者の自殺対策



（具体的な施策）

生きる支援の関連施策

第 4 章 基本施策

自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとして次の5項目に取り組めます。

基本施策1 自殺対策を支える人材育成

地域の自殺対策は、それを担い支える人材がいて、はじめて機能するものです。さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に気づき、支えることができる人材の育成は非常に重要です。そのために、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、人権その他関連領域の関係者及び市民に対して、ゲートキーパー養成講座など必要な研修の機会を確保し、地域ぐるみの見守り体制を構築することで、誰も自殺に追い込まれることのない生駒市の実現を目指します。

(1) さまざまな職種を対象とする研修の実施

① 市民等を対象とする研修

保健、医療、福祉、教育、経済、労働、人権などのさまざまな分野において、問題を抱え死にたいほどの悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援や相談へとつなぎ、見守ることができる人材の育成に努めます。そのため、ゲートキーパー養成講座などを、市民や民生委員児童委員、各種支援センター職員、介護施設従事者等に開催し、身近な地域での支え手の育成を進め、地域における見守り体制を構築します。

② 市職員を対象とする研修

市職員向けのゲートキーパー養成講座などの研修を開催し、電話・窓口における各種相談や、税金・保険料等の徴収業務など市民と接するさまざまな機会において、

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担うことができる人材を育成します。

基本施策２ 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であると社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自分の周りにもいるかもしれない死にたいほどの悩みを抱えた人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。

（１）心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及啓発

① 相談窓口情報の発信

地域の見守り体制を強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながるできません。そのため、市民とのさまざまな接点を活用し、各種相談窓口の情報を掲載したリーフレットを作成・配布するなど、適切な情報をわかりやすく発信します。

② 自殺等に関する正しい知識の普及啓発

自殺は誰にでも起こりうる危機であり、さまざまな要因が連鎖し引き起こされます。自殺の多くが追い込まれた末の死であり、そこに至る前に誰かに助けを求めて相談することの大切さを、広報いこま「いこまち」や市ホームページ・SNSを活用

し、普及啓発を行います。また、心の健康づくりのための正しい知識やストレス対処法、相談窓口などを、自殺対策強化月間などを通して、周知を図ります。

(2) 市民向け講演会・イベントなどの開催

自殺の原因は、単に精神的な問題だけでなく、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、人権などさまざまな問題がいくつも重なって起きています。それらの関連するテーマについて、市民向けの講演会・イベントなどの機会を通じて、自殺予防の普及啓発を行なっていきます。

基本施策3 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において生きることの促進要因への支援を推進していきます。

(1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信

いこまる相談窓口やはーとほっとルーム（こころの健康相談）、ユースネットいこま、くらしとしごと支援センターなど自殺対策に関わるすべての相談窓口において、多種多様な困りごとや悩みに応じた、適切な相談先の情報を分かりやすく発信していきます。

また、各種相談窓口の相談体制を、社会情勢を考慮しながら適宜見直し、悩みを抱える人への支援の充実を図ります。

(2) 生きがい・居場所づくり

悩みやつらさを抱えた人や孤立のリスクのある人などすべての人が、さまざまな人と交流しながら、人とのつながりを構築し、その人の状態に応じた自分らしい活動ができる居場所を提供する施策を推進します。

(3) 支援を必要とする人やその家族への支援

健康不安や疾患、障がいなどを持つ人の生活を支援し、相談しやすい体制や利用しやすいサービスを実施することにより、地域での日常生活における困難感を低下させ、生きづらさを抱え込まないように支援します。また、その家族に対する支援をすることで、地域からの孤立を防ぎます。

自殺未遂者については、再び自殺を図る可能性が高いことから、自殺企図を防ぐために、奈良県や保健所、精神保健福祉センター、自殺対策支援センター、医療機関などと連携し、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進します。

基本施策4 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

自殺の背景にあるとされるさまざまな問題（経済・生活問題や勤務経営問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰しものが直面する可能性があり、そうした問題への対処法や支援先に関する正確な情報を早い時期からこども達に身につけてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながります。児童・生徒が社会において、今後さまざまな問題に直面した際に対処することができるよう、教育現場に携わる教職員と関係各課が連携し、SOS の出し方を学ぶ機会を提供します。

また、児童・生徒が自己有用感（※）を高め、自信を持って生きていけるよう支援します。

児童・生徒が先生や保護者以外にも相談や SOS 発信ができるよう、学校関係以外の大人への啓発や教育を行うことも必要です。

(※) 自分の存在が周りの人に役立っている、貢献していると感じられること。

(1) SOS の出し方に関する教育の実施

市内の小中学生に対して、児童がさまざまな困難やストレスに直面した際にその対処法を身に付けるため、関係各課と学校、地域が連携し、SOS の出し方に関する教育を推進します。また、命の大切さを学ばせる体験事業などを通じて自己有用感を育む支援などを行います。

(2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

市内すべての公立の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のこころのケアや生活上の課題に関する相談体制を強化します。学校の教員（教職員、スクールカウンセラー）、スクールボランティアなどが、悩みや不安を抱えたこども達の SOS に気づき、見守り、相談機関や地域の専門家へつなぐことができるよう、学校と専門家との間で協力・連携関係を構築します。

(3) 教職員にむけての支援

SOS の出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や教頭に加えて、現場の教職員の理解と積極的な取り組みが不可欠です。そのため教職員向けの研修を実施し、SOS の出し方に関する教育の必要性和重要性についてさらに理解を深められるよう支援します。

また、教職員の働き方改革に関する取り組みを推進することにより、教職員自らの心身の健康の維持向上を図ります。

基本施策5 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」を実現するためには、地域におけるネットワークの構築・強化が重要です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の構築に取り組んでいきます。

(1) 庁内外における連携・ネットワークの活用

庁内の連携・推進体制として設置した、自殺対策協議会（自殺対策推進会議）により、他の事業において地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携を構築し、自殺リスクの高い市民を早期に発見し、適切な相談機関につなぐ機能の強化を図ります。

地域展開されているネットワーク等

- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 子ども・若者支援ネットワーク
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会
- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
- ・ いじめ問題対策連絡協議会
- ・ 生駒市障がい者地域自立支援協議会
- ・ 生駒市介護保険運営協議会
- ・ 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会
- ・ 在宅児にかかる子育て支援者ネットワーク
- ・ 生駒市消費者安全確保地域協議会

第 5 章 重点施策

本市の平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数94人について、自殺対策推進センターが自殺に至る背景を分析した結果、高齢者や生活困窮者が多い傾向にあることが示されています。

自殺の危険要因としては、無職や失業による生活困窮、過労など仕事や生活に関する悩みのほか介護による疲労や悩み等があげられていることから、「高齢者、生活困窮者、勤務経営問題」に関わる各種施策を重点施策として進めていきます。

また、近年の自殺者の動向や国・県の自殺対策の方針や本市の現状と課題の分析を踏まえ、「女性の自殺対策」と「こども・若者の自殺対策」を新規に重点施策に位置付け、自殺対策に関する取り組みを推進します。

重点施策1 高齢者対策

高齢者は、配偶者をはじめとした家族等との死別や離婚、身体的疾患等や役割の喪失等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の問題を抱え込みがちです。特に継続して絶望感、虚無感、自殺願望を口にする場合は、うつ病の可能性も含めて注意が必要です。

地域とのつながりが希薄である場合には問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれがあるため、早期発見に向けた取り組みと対応が大切です。また、老老介護や障がいを抱えた家族の介護等、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあり、「生きることの包括的な支援」が必要となってきました。

(1) 包括的な支援のための連携推進

高齢者の抱える問題は、多面的・複合的な問題であることも多く、そのような場合

には関係各課と支援機関との連携が重要になってきます。うつ病など自殺のリスクの高い高齢者の早期発見に努めるだけでなく、高齢者一人ひとりが抱える心身の状態に合わせて、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護予防や介護サービス、保健、福祉、権利擁護などさまざまな分野で行政と関係機関が連携し、包括的な支援を実施します。

(2) 介護者に対する支援

介護が必要となった人を支える家族の中には、介護にまつわる悩みや問題をどのように相談していいか具体的にわからず、結果的に抱え込んでしまい、介護者自身を次第に追い込んでいくことがあります。そのような家族介護者の場合、身近に相談者がおらず孤独感や孤立感を抱き、先の見通しも持てず、中にはその環境に経済的な困窮等が重なり、食事や睡眠にも影響を及ぼし、疲労が疲弊へと移り変わり、身体面や精神面に不調をきたすことが多くなることが考えられます。

また、こうした心身の不調は相談者がいたとしても起こりうるものであり、最近では老老世帯による介護者の高齢化も社会問題となっているほか、障がいを持つ子や引きこもりの子と高齢者の同一世帯等においては、高齢者の介護が必要となり支援が困難化していく相談も増しています。このような背景も踏まえ、介護者の孤立を防ぎ、必要な時に必要な支援が受けられるよう、介護者支援に関する普及啓発や介護技術を学ぶ機会などの施策を実施します。

(3) 高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援

高齢者は、身体的・精神的疾患などをきっかけに、孤立や生活困窮などの複数の問題を抱えやすい傾向があります。地域や相談先との繋がりを持ち、必要な場合に支援を受けられるような施策を実施し、啓発していくことで、高齢者が不安なく生活できるよう支援します。

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢者が、住み慣れた環境で他者と交流しながら、心身の健康を維持できるような居場所づくり・生きがいを推進します。また、心身に疾病を抱えていても地域での活動や社会参加が可能な支え合いの仕組みづくりの必要性を啓発します。

そのためには、日常生活圏域^(※)ごとの実態を把握し、課題を整理することで、個別課題の解決から地域課題への解決に応じた支援へとつなげます。

(※) 本市では中学校区を基本単位とする10の日常生活圏域を設定しています。

重点施策2 生活困窮者等対策

自殺の危険性が高い人は、既に生活困窮状態であるか、将来的に生活困窮に至る場合があります。また、生活困窮状態にあるかその可能性のある人が、他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられています。

生活困窮者は経済的な問題のみならず、背景として社会的な孤立や心身の状況、職場関係や家族関係に起因する問題など多様な課題を抱えており、これらの課題を解決することが、自殺のリスクを軽減することにつながると言えます。

生活困窮者への支援は包括的かつ早期に実施することが効果的であるため、支援に当たっては、庁内関係部局や外部の関係機関が連携していくとともに、生活困窮者からの多様な相談に応じられるよう、相談窓口の充実を図ります。

(1) 生活困窮者等への支援事業の強化

生活困窮者への支援は担当部局である福祉事務所はもとより、雇用・経済分野の担当部局、消費者行政担当部局及び税・保険の担当部局並びに関係機関等のさまざまな分野が連携して行うことが求められます。中でも、自殺の危険性が高い生活困窮者を

早期に発見し、早急に支援するためには、各担当部局や関係機関のそれぞれが有するネットワークを活用することが効果的です。

生活困窮者の自立支援や自殺対策に係る連携会議に参加するなど、相互に連携した支援体制を構築します。

(2) 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実

生活困窮者の多様な相談に応じられるよう、くらしとしごと支援センターをはじめ、各種相談窓口において相談支援を行い、各種事業の利用を勧奨します。また、奈良県や奈良労働局等と連携し、奈良若者サポートステーションや生駒市ふるさとハローワークなど就労に関する支援機関の相談窓口の普及啓発を図ります。

重点施策3 勤務経営問題対策

職場での人間関係や配置転換など勤務にまつわるさまざまな問題をきっかけに、退職や休職を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まることがあります。勤務に関する悩みを抱えた人が適切な相談支援につながるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底します。

(1) 創業者・経営者にむけての支援

創業を検討している人や会社経営をしている人にとっては、自身のみならず従業員が働きやすい環境を目指し、過労や長時間労働などの自殺リスクを生まないような労働環境を整備することが重要となります。そのため、創業者や経営者に関わる機会を通じて、相談窓口の周知啓発を実施します。

また、国や県と連携し、長時間労働の是正やハラスメントの防止など職場環境の改善

について周知啓発を行います。

(2) 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知

過労やハラスメント、職場の人間関係などによる自殺のリスクを軽減させるための取り組みとして、労働者を対象とする相談先の情報を提供します。

また、一人ひとりが心身共に健康でやりがいを持って働くことができるよう、健康づくりに関する情報の周知啓発に取り組みます。

(3) 働き方の変化に対応した心の不調への対策の推進

新型コロナウイルス感染症等の影響により、職を失ったり、働き方や家庭環境の変化から労働者や経営者が問題を抱えた場合の相談窓口や支援体制について周知啓発に努めます。

重点施策4 女性の自殺対策

全国では、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加に転じ、令和4年も増加が続いています。本市においても、女性の自殺者数は平成29年から増加傾向となっており、女性に対する自殺対策のさらなる推進が必要となっています。

なお、本施策は、女性の自殺対策として掲げていますが、必ずしも女性だけを対象とした事業ではありません。

(1) 妊産婦・子育てをしている人への支援の充実

① 妊産婦・子育てをしている人への支援

厚生労働省の調査^(※)によると、妊産婦の死因の1位は自殺で、深刻な問題とな

っています。予期せぬ妊娠等による身体的・精神的な悩み、産後うつ、育児のストレスなどが関係していると言われており、自殺のリスクの高い人の早期発見と安心して子育てできる支援体制の強化が重要になります。

妊産婦・子育てをしている人への切れ目ない支援を目指し、妊娠の届出やパパママ教室等の機会を活用し、すべての妊婦と面談を行うことで、支援の必要性が高い人に関係機関と連携、協力しながら支援を行います。

また、こどもが生まれた全家庭に対し保健師や助産師が家庭訪問し育児の助言を行う乳幼児全戸訪問事業や、助産院等において育児相談や母子のケアを行う産後ケア事業など、子育てに不安や悩みを抱える方が安心して育児ができるための支援を推進します。

(※) 厚生労働省科学研究補助金・臨床研究費等 ICT 基盤構築研究事業「周産期関連の医療データベースのリンゲージの研究」平成 28 年

② 妊産婦・子育てをしている人への相談機会や交流の場の充実

誰にも相談できずに悩みを抱え、子育ての中で孤立することがないように、マタニティコンシェルジュの設置や育児相談、離乳食相談、こどもの個別発達相談など、さまざまな悩みごとに対応した相談機会の充実を図ります。

また、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や、アドバイザーに相談ができる場を提供するなど安心して子育てができる支援の強化を図ります。

(2) さまざまな立場の女性への支援の充実

女性は、妊娠・出産・子育て・介護などさまざまな場面で困難を抱える場合があります。特に、ひとり親家庭では、子育てと仕事という負担の大きい役割を一人で担うため、子育て支援だけでなく、経済的な支援や生活支援などを同時に行う必要があります。

出産・子育て応援給付金や養育費に関する公正証書等の作成支援事業、学校用品の

リユース事業など、女性が自分らしく暮らしていくために役立つ支援の充実に努めます。

(3) ライフステージに応じた女性の健康課題に対する支援

女性の社会進出に伴い、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。もともと男性に比べホルモンの変動が大きく、その影響を受けやすい女性の身体は、生涯を通じて思春期、成熟期、更年期、壮年期といった、いくつもの大きな変化を迎えます。それぞれのライフステージ毎の健康課題に応じた健康づくりに関する情報を発信し、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごせる生駒市の実現を推進します。

(4) 困難な課題を抱える女性への支援

令和6年4月から困難な課題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることを踏まえ、DV、暴力、家族の問題など、さまざまな事情により日常生活において、困難な課題を抱える女性に対する相談窓口の充実を図ります。

また、コロナ禍で顕在化した家庭や職場に関する問題などについて、相談内容に応じた相談窓口の周知や、関係機関と連携したきめ細かい支援に努めます。

重点施策5 こども・若者の自殺対策

全国の児童・生徒（小中高生）の自殺者数は令和4年に過去最多の514名となり、深刻な状況となっています。本市においても、令和元年から20歳未満の自殺者が継続して発生している状況であり、また、自殺者に占めるこども・若者の割合も高くなっています。貧困、児童虐待、いじめ、SNSによる誹謗中傷、学業不振、孤立、心身の不調、性的マイノリティに関する周囲の無理解などさまざまな要因が複雑化・複合化していることから、関係機関で相互に連携しながら、こども・若者の自殺対策をさらに推進する必要があります。

（1）SOS の出し方に関する教育の実施（再掲）

市内の小中学生に対して、児童がさまざまな困難やストレスに直面した際にその対処法を身に付けるため、関係各課と学校、地域が連携し、SOS の出し方に関する教育を推進します。また、命の大切さを学ばせる体験事業などを通じて自己有用感を育む支援などを行います。

（2）SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化（再掲）

市内すべての公立の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のこころのケアや生活上の課題に関する相談体制を強化します。学校の教員（教職員、スクールカウンセラー）、スクールボランティアなどが、悩みや不安を抱えたこども達のSOS に気づき、見守り、相談機関や地域の専門家へつなぐことができるよう、学校と専門家との間で協力・連携関係を構築します。

(3) 教職員にむけての支援（再掲）

SOS の出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や教頭に
加えて、現場の教職員の理解と積極的な取り組みが不可欠です。そのため教職員向け
の研修を実施し、SOS の出し方に関する教育の必要性と重要性についてさらに理解
を深められるよう支援します。

また、教職員の働き方改革に関する取り組みを推進することにより、教職員自らの
心身の健康の維持向上を図ります。

(4) こども・若者への支援の充実

こども・若者は、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつなが
り）ごとに、抱えている悩みや置かれている状況が異なっていることから、それぞ
れのライフステージや立場に沿った施策を推進します。

また、貧困、児童虐待、いじめ、SNS による誹謗中傷、学業不振、孤立、心身の不
調、性的マイノリティに関する周囲の無理解などさまざまな要因が自殺の原因となる
ため、これらの問題への対処法や教育機会の確保を含め、関係機関が相互に連携して
支援する体制の整備を推進します。また、相談窓口の周知、居場所づくりなど包括的
な施策の推進に努めます。

(5) こども・若者の特性に応じた支援の充実

こども・若者は自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インタ
ーネットや SNS 上で自殺をほのめかしたり、自殺に関する情報を検索したりする傾
向があると言われています。そのため自宅訪問や声掛け活動だけではなく、ICT（情
報通信技術）も活用したこども・若者への支援施策の推進に努めます。

(6) こども家庭庁との連携

こどもをだれ一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月1日に設置されたこども家庭庁と連携し、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議で取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」で掲げられている施策と整合性を図りながら、こどもや家庭が抱えるさまざまな複合的課題に対して、切れ目なく包括的な支援をするための体制整備を行います。

第 6 章 推進体制と評価

1 推進体制の整備

自殺につながる個々の要因については、すでにさまざまな対策が行われています。しかしながら、自殺で亡くなった人は平均4つの要因を抱えていたと言われており、ひとつの機関がそのすべての要因を解決することは困難であると考えられます。自殺の危険要因を抱える人の状態が深刻化する前に早期に対象者を把握し、確実に支援していくためには、関係機関が相互に連携し、複合的な課題を解決する体制の整備が必要です。

(1) 自殺対策協議会（自殺対策推進会議）

本市の自殺対策の実行性を高めるために、保健・医療・福祉・教育・経済・労働・人権等の関係部署・機関を構成員とした自殺対策協議会（自殺対策推進会議）を中心として、本計画に基づく取り組みを推進します。また、各関係部署・機関からの意見を踏まえ総合的に検討することにより諸施策の調整を行い、多方面から自殺対策を推進します。

(2) 自殺対策担当国会議の設置・重層的支援体制整備事業との連携

自殺の危険が感じられる事例が発生した場合に、関係機関が集まり、支援方法の協議を行い各部署の役割を明確にし、自殺対策担当部局を中心に総合的に支援します。また、事例が複雑化・複合化した課題である場合には、必要に応じて重層的支援体制整備事業の枠組みの中で、個々の支援ニーズに対応する支援方法を検討します。

2 計画の評価

(1) 計画の目標

「自殺者ゼロ」を目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない生駒市の実現を目指します。

(2) 評価指標及び施策の評価

生きる支援の関連施策に掲載するそれぞれの施策に関する実施状況を「**当初の予定通り実施できた（80%以上）、おおむね実施できた（60%～80%未満）、実施は不十分だった（60%未満）、実施できなかった**」の4段階の評価指標で評価し、毎年度計画全体の進捗確認・評価を実施します。

また、各施策や取り組みの効果を「自殺対策推進会議」において検証し、その検証結果や国・県の動向を踏まえながら、必要に応じて取り組みの改善を行うなど、継続的に自殺対策を展開します。

3 計画の見直し

令和6年度から令和10年度までの計画期間において、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、自殺総合対策大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画を変更します。

各取組に関する事業計画

項目	取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<基本施策1> 自殺対策を支える人材育成	(1) さまざまな職種を対象とする研修の実施 ①市民等を対象とする研修 ②市職員を対象とする研修	継続実施				
<基本施策2> 市民への啓発と周知	(1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及啓発 ①相談窓口情報の発信 ②自殺等に関する正しい知識の普及啓発	継続実施				
	(2) 市民向け講演会・イベントなどの開催	継続実施				
<基本施策3> 生きることの促進要因への支援	(1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信	継続実施				
	(2) 生きがい・居場所づくり	継続実施				
	(3) 支援を必要とする人やその家族への支援	継続実施				
<基本施策4> 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	(1) SOSの出し方に関する教育の実施	継続実施				
	(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	継続実施				
	(3) 教職員にむけての支援	継続実施				
<基本施策5> 地域におけるネットワークの強化	(1) 庁内外における連携・ネットワークの活用	継続実施				
《重点施策1》 高齢者対策	(1) 包括的な支援のための連携推進	継続実施				
	(2) 介護者に対する支援	継続実施				
	(3) 高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援	継続実施				
	(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	継続実施				
《重点施策2》 生活困窮者等対策	(1) 生活困窮者等への支援事業の強化	継続実施				
	(2) 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実	継続実施				
《重点施策3》 勤務経営問題対策	(1) 創業者・経営者にむけての支援	継続実施				
	(2) 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知	継続実施				
	(3) 働き方の変化に対応した心の不調への対策の推進	実施				
《重点施策4》 女性の自殺対策	(1) 妊産婦・子育てをしている人への支援の充実 ①妊産婦・子育てをしている人への支援 ②妊産婦・子育てをしている人への相談機会や交流の場の充実	継続実施				
	(2) さまざまな立場の女性への支援の充実	実施				
	(3) ライフステージに応じた女性の健康課題に対する支援	実施				
	(4) 困難な課題を抱える女性への支援	実施				
《重点施策5》 こども・若者の自殺対策	(1) SOSの出し方に関する教育の実施（再掲）	継続実施				
	(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化（再掲）	継続実施				
	(3) 教職員にむけての支援（再掲）	継続実施				
	(4) こども・若者への支援の充実	実施				
	(5) こども・若者の特性に応じた支援の充実	実施				
	(6) こども家庭庁との連携	実施				

生きる支援の関連施策

事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
【基本施策】 １－（１） さまざまな職種を対象とする研修の実施		
セルフケア研修	若手職員を対象として、職場環境や対人関係におけるさまざまなストレス因子について個人ができる対応策を学ぶことにより、仕事やプライベートにおいて、心身ともに健康に過ごしていくための一助とする。	人事課
障がい者理解啓発事業 (あいサポート運動の推進)	障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進する。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配付する。	障がい福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成や認知症高齢者を地域で見守る体制づくりを目的とした声掛け訓練を実施する。	地域包括ケア推進課
ゲートキーパー研修（市職員）	市職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、支援が必要な人を適切な相談窓口につなげられるようにする。	健康課・人事課
ゲートキーパー研修（一般市民等）	民生委員児童委員、各種支援センター職員、介護施設従事者等を対象にゲートキーパー研修を実施し、地域の見守り役、相談機関へのつなぎ役としての活動を担うことができる人材を育成する。また、ゲートキーパーに関する知識を地域に広めることができる人材の育成を行う。	健康課
健康づくりリーダー研修会	健康づくりのリーダー養成講座に参加した人を対象に、各々の活動に役立てられるよう、疾病予防、運動、こころの健康等についての研修を行う。	健康課
【基本施策】 ２－（１） 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及啓発		
各種相談先の周知	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布する。	健康課
こころの悩みに関する相談先についての啓発	自殺予防週間（９月１０～１６日）、自殺予防月間（３月）に、こころの悩みに関する相談先の情報を提供する。また、悩みやつらさを抱える人への接し方についてのアドバイスを行う。	健康課
「こころの体温計」の利用推進	市ホームページにスマートフォンやパソコンから利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を設置し、相談先の情報提供も行う。	健康課

【基本施策】 2 - (2) 市民向け講演会・イベントなどの開催		
どこでも講座	市職員が市民の団体やグループのニーズに基づき、希望される場所に出向き、まちづくり、子育て、福祉などの内容についての市事業や制度の説明を行う。	広報広聴課
人権教育・啓発	学校や PTA 等へ人権教育のための講師派遣や、啓発DVDの貸出を行う。また、市民の正しい理解と認識を培い、地域社会の中に人権意識の高揚を図るため、自治会ごとに人権教育地区別懇談会を開催する。 人権を確かめあう日（4月11日）や、差別をなくす強調月間（7月）、人権週間（12月4～10日）に併せて、市民集会や子ども映画会などを開催し、人権意識の高揚に努める。	人権施策課
男女共同参画プラザ事業	男女共同参画に関する講座の開催、女性に関する相談、情報の収集及び提供、関連団体の交流活動の支援など、各種事業を実施する。	男女共同参画プラザ
アルコール依存症に関する講演会・酒害相談	アルコール依存症についての講演や酒害相談の開催を支援する。	健康課
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）にこどもへの虐待について、通告の重要性や相談先を周知する。	こどもサポートセンター
【基本施策】 3 - (1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信		
広報いこま「いこまち」での相談窓口の啓発	広報いこま「いこまち」にさまざまな悩みや困りごとに関わる相談窓口一覧を定期的に掲載する。	広報広聴課
法律相談	法令により解決しなければならない相談に対し弁護士が対応する。	防災安全課
消費生活相談	訪問販売の契約トラブルなど、商品、買い物、サービスなどのあらゆる消費生活に関する相談に対応する。	消費生活センター
納税相談	市税の納付が困難な納税者に対し個別に対応する。	収税課
人権擁護委員による相談	人権に関わるさまざまな相談対応や、街頭での啓発を実施する。	人権施策課
LGBTQ など性の多様性に係る相談	LGBTQ などのさまざまなセクシャリティの人が抱える不安や悩みの相談に応じる。	人権施策課
犯罪被害者等に関する相談・支援	犯罪被害者等が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携して支援を実施する。	人権施策課

外国人についての相談	市内在住外国人の方など日本語が不自由な方に対して、市行政に関する相談に応じる。	人権施策課
ヘイトスピーチ等の相談	ヘイトスピーチ等を受けた市民の方へ、精神的な不安の解消及びその対応を図るため、専門員による相談を行う。	人権施策課
女性のための法律相談	女性が抱えている悩み（夫婦・家族・対人関係）について、自分らしい選択・決定をしていけるように女性弁護士が相談に対応する。	男女共同参画プラザ
DV等被害者相談	電話や面談により、女性が抱えている悩み（夫婦・家族・対人関係）の相談に女性相談員が応じ、自分らしい選択・決定ができるよう支援する。	男女共同参画プラザ
公害・環境関係の相談	公害や環境に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関を紹介する。	環境保全課
重層的支援体制整備事業 （いこまる相談窓口）	分野や世代を問わず、丸ごと相談を受け止める。必要に応じてより適切な支援ができる機関につなぐ。	福祉政策課・関係各課
年金相談	国民年金の各種届出の受付、相談対応等を行う。	福祉政策課
障がい者相談支援事業	生活支援センターにおいて、面談や電話等により障がい者の相談支援を行う。	障がい福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	経済的な課題に限らず、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援を行う。	生活支援課
マタニティコンシェルジュの設置	妊娠期から子育て期にかけて、妊婦やその家族のあらゆる相談に応じ、相談先や支援策の情報提供を行う。	健康課
はーとほっとルーム（こころの健康相談）	悩みや不安を抱える人の精神的な安定を図り、身近な場所で安心して相談できる機会を提供する。	健康課
健康相談	心身の健康に関して、必要な指導や助言を行う。	健康課
教育相談室	不登校や子育ての悩み、教育に関する子どもや保護者のさまざまな相談に対応する。	教育指導課
就学前相談	特別な支援を必要とする幼児の生活や就学に関する悩みや不安について、保護者を対象に相談会を実施する。	教育指導課
特別支援教育相談	臨床心理士による教育支援施設での教育相談や、特別支援学校での職務経験のある相談員が訪問相談を実施する。	教育指導課

家庭児童相談	家庭相談員が、18 歳までの方及びその家族の心配事や児童虐待など、悩みごとの解決に向けての相談に対応する。	こどもサポートセンター
不登校・ニート・ひきこもり相談	不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活上のさまざまな困難を抱える子どもや若者、家族からの相談に対応する。	生涯学習課
心配ごと相談	民生委員児童委員が、あらゆる心配ごとや悩みごとの相談に対応する。	社会福祉協議会
男女共同参画プラザ事業（再掲）	男女共同参画に関する講座の開催、女性に関する相談、情報の収集及び提供、関連団体の交流活動の支援など、各種事業を実施する。	男女共同参画プラザ
酒害相談（再掲）	お酒にまつわる悩みを抱える人やその家族を対象に、断酒会の会員が個別に相談に対応する。	健康課
各種相談先の周知（再掲）	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布する。	健康課
【基本施策】 3 - (2) 生きがい・居場所づくり		
複合型コミュニティづくり「まちのえき」づくり	身近な拠点(自治会館、公園等)に、多様なサービスと人的交流を創出し、外出するきっかけや顔の見える関係を構築等、誰もが居場所と役割のあるコミュニティの形成を進める。	地域コミュニティ推進課
スマートシティの推進	スマートシティを通じて目指す姿である「デジタル技術やデータを活用した、すべての「市民」が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまち」に向けて、オンラインのコミュニティを形成する等さまざまな取組を実施していくことにより、一人ひとりの市民の幸福度（Well-being）の向上を図る。	スマートシティ推進室
識字学級	人権文化センターにおいて月に2回開催。漢字などの読み書き、計算、工作等を実施する。	人権施策課
地域活動支援センター	障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供する。	障がい福祉課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援を行う。	生活支援課
高齢者交流施設	高齢者が地域の中でつながりあい、支え合える住民主体の通いの場の拡充に向け、関係機関、者、団体に働きかけを行う。	福祉政策課・地域包括ケア推進課
子どもの居場所・学び支援室	こども達の実情、実態に応じて、教育相談、教科補充、体験学習、体育的活動等を行い、学校生活への復帰を支援する。またこころの居場所づくりを行う。	教育指導課

親子を対象としたひろば事業	親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設置する。（びよびよサロン、もぐもぐサロン、もこもこサロンなど）	子育て支援総合センター
音声サービス （対面音訳・耳で楽しむ本の会）	生駒市声のボランティアが、文字から情報を得ることが困難な人を対象に本の朗読を実施する。	図書館
地域交流等事業	各種講座等の開催により、地域住民相互の交流・促進及び生きがいを高める事業を実施する。生け花教室、いきいき百歳体操等の開催	人権施策課（人権文化センター）
代読サービス・館内整理日（休館日）の施設団体利用	知的障がい者が本を楽しむことができるようボランティアによる代読サポートを行う。また、他の利用者に遠慮なく利用ができるよう休館日である館内整理日に施設等の団体利用の受入れをし、代読・読み聞かせ、貸出を行う。	図書館
電子図書館	だれもが本に親しめるよう非来館型サービスとして電子書籍が無料で読める電子図書館を運営する。音声コンテンツや読み上げ機能の利用により、さまざまな障がいを持つ人や高齢者にも本を楽しむ機会を提供する。	図書館
本活部	本を通じた青少年の健全育成及び読書活動の推進を目指すとともに、会員相互の親睦を深め、より良い人間性を養っていくことを目的として、市内に住む10代の若者を対象とした、“本”をテーマに交流・情報発信をする「本活部」を支援する。	図書館
【基本施策】 3－（3） 支援を必要とする人やその家族への支援		
障がい福祉サービス給付	居宅介護、生活介護、施設入所支援などの障害福祉サービスの給付を行う。	障がい福祉課
障がい者相談員による相談（身体・知的障がい者相談員）	身体・知的障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導や関係機関との連携を行う。	障がい福祉課
障がい者虐待の対応	虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合に、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図る。	障がい福祉課
障がい福祉に関するガイドブックの作成	障がい福祉に関するサービスや相談窓口についての情報をわかりやすく提示する。各種手帳を所持している方には手帳交付時等に配付する。	障がい福祉課
障がい者の地域生活支援拠点等事業	障がい者の重度化や高齢化など、親亡き後を見据えて、住みなれた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりを行う。相談、緊急時の受け入れ及び一人暮らし体験を実施する。	障がい福祉課
権利擁護支援	判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者や精神障がい者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関して本人や養護者が身近に相談ができる権利擁護支援センターの支援の充実に努める。特に、本人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理を行う成年後見制度について市の広報いこま「いこ	福祉政策課 障がい福祉課

	まち」やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図るとともに、申立費用、報酬費用の助成を行う。	
特別障害者手当支給 障害児福祉手当支給	日常生活が困難な心身障がい者(児)の社会参加のための手当を支給する。	障がい福祉課
家事援助サービス	食事づくりや買い物等の家事全般や見守り、話し相手等を有償サービスとして実施する。	シルバー人材センター
犯罪被害者等に関する相談・支援 (再掲)	犯罪被害者等が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携して支援を実施する。	人権施策課
各種相談先の周知 (再掲)	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布する。	健康課
代読サービス・館内整理日(休館日)の施設団体利用(再掲)	知的障がい者が本を楽しむことができるようボランティアによる代読サポートを行う。また、他の利用者に遠慮なく利用ができるよう休館日である館内整理日に施設等の団体利用の受入れをし、代読・読み聞かせ、貸出を行う。	図書館
電子図書館(再掲)	だれもが本に親しめるよう非来館型サービスとして電子書籍が無料で読める電子図書館を運営する。音声コンテンツや読み上げ機能の利用により、さまざまな障がいを持つ人や高齢者にも本を楽しむ機会を提供する。	図書館

【基本施策】 4 - (1) SOS の出し方に関する教育の実施

法務局との連携 ・子ども人権 SOS ミニレター ・子ども人権 110 番 ・人権の花	教師や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐるさまざまな人権問題の解決にあたる。 また生命の尊さや思いやりの心を体得することを目的に、学校や幼稚園・保育園へ花の種や球根などの植付指導を行う。	人権施策課
命の大切さを学ぶ体験事業	保育園や幼稚園、こども園と連携して幼児との触れ合い、老人福祉施設などでの高齢者との交流、また、生命誕生にかかわる人々の出前授業等を通して、自分を大切に、他の人を尊重する態度を育て、自己有用感を高め、自他の生命を尊重する態度を養う。	教育指導課
教育相談室(再掲)	不登校や子育ての悩み、教育に関するこどもや保護者のさまざまな相談に応じる。	教育指導課
就学前相談(再掲)	特別な支援を必要とする幼児の生活や就学に関する悩みや不安について保護者を対象に相談会を実施する。	教育指導課
特別支援教育相談(再掲)	臨床心理士による教育支援施設での教育相談や、特別支援学校での職務経験のある相談員が訪問相談を実施する。	教育指導課

子どもの居場所・学び支援室 (再掲)	こども達の実情、実態に応じて、教育相談、教科補充、体験学習、体育的活動等を行い、学校生活への復帰を支援する。またこころの居場所づくりを行う。	教育指導課
【基本施策】 4 - (2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化		
スクールボランティア事業	地域のこども達がよりよい学習環境の中で安心して校園生活が送れるよう、ボランティアを募集し支援を行う。	教育総務課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ事案についての報告と、把握後の学校の対応について相談し、指導を受けることにより、教職員のいじめ事案の対応力向上を目指し、予防に向けた取り組みを実施する。	教育指導課
スクールソーシャルワーカーによる相談	教育支援施設で不登校や生活全般の課題についての相談を実施し、学校と連携しながら家庭での課題についての相談に対応する。	教育指導課
スクールカウンセラーによる相談	市内すべての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアや生活上の課題への相談に応じる。	教育指導課
【基本施策】 4 - (3) 教職員にむけての支援		
教職員ストレスチェック事業	市の教職員を対象としたストレスチェックを実施する。	教育総務課
教職員の働き方改革事業	年休取得促進のため、8月12～15日まで学校閉庁を実施する。	教育総務課
生駒市部活動支援事業	地域の適切な人材を、外部指導者として学校に派遣し、部活動指導者として指導を行う。	教育指導課
【基本施策】 5 - (1) 庁内外における連携・ネットワークの活用		
生駒市消費者安全確保地域協議会	障がい者や高齢者、認知症高齢者等の消費生活上特に配慮を要する方たちを構成機関が見守り活動を行い、異変を感じた際に消費生活センターに迅速に通報を行うことで、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。また、警察や消費者庁、国民生活センター等から提供される特殊詐欺、消費者被害に関する情報を構成員間で共有し、地域の見守り力を向上させる。	消費生活センター
市民自治協議会	自治会をはじめ、地域の各種団体、NPO、ボランティア団体、事業者、地域住民等、地域に関わるさまざまな人々が参加し、小学校区単位で連携して地域の課題を地域全体で考え、地域で助け合い、支え合う仕組み、組織として運営する。	地域コミュニティ推進課
生駒市障がい者地域自立支援協議会	地域における障がい者等の課題について情報を共有し、支援体制の整備等について協議する。	障がい福祉課

孤独・孤立対策の強化	孤独・孤立対策について、市及び幅広い関係機関が連携して必要な施策を適時に検討・実施する体制である官民連携プラットフォームを足掛かりに、孤独・孤立の課題を抱える方の支援体制の構築・拡充、実態把握や情報発信の強化を進める。	地域包括ケア推進課
高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者の虐待予防啓発を実施するとともに、虐待事例が発生した場合、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行うための関係機関が集まる協議会を設置している。	地域包括ケア推進課
生活支援体制整備協議体の運営	多様な主体が参画する定期的な情報共有・連携強化の場を設置し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	地域包括ケア推進課
生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 (認知症対策部会・在宅医療介護推進部会)	市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築を図る。	地域包括ケア推進課・地域医療課
在宅児にかかる子育て支援者ネットワーク交流会	子育て支援事業（広場や園庭開放）を実施する団体が集まり、情報共有や意見交換を行うとともに、子育て支援に関する研修やグループワークを実施する。	子育て支援総合センター
要保護児童対策地域協議会	虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を図るため関係機関からなる協議会を設置し、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う。	こどもサポートセンター
子ども・若者支援ネットワーク	さまざまな困難を抱えるこども・若者が、就学や就業など自立した生活を営むことができるよう教育・福祉・就労・子育て・更生保護など各分野の関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を行う。	生涯学習課
重層的支援体制整備事業（再掲）	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	福祉政策課・関係各課
いじめ問題対策連絡協議会（再掲）	いじめ事案についての報告と、把握後の学校の対応について相談し、指導を受けることにより、教職員のいじめ事案の対応力向上を目指し、予防に向けた取り組みを実施する。	教育指導課
【重点施策】 １－（１） 包括的な支援のための連携推進		
地域包括支援センター	地域住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、地域包括ケアを支える中核機関として、包括的及び継続的に相談に応じる。	地域包括ケア推進課
生活支援コーディネーターの配置	高齢者の介護予防や生活支援の体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置している。	地域包括ケア推進課
認知症地域支援推進員の配置	認知症高齢者自身や介護者への日々の不安や困りごとへの対応を始め、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るため、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置している。	地域包括ケア推進課

地域ケア会議	気持ちが沈み、生活意欲が低下している高齢者等を対象に、多職種で議論する地域ケア会議を開催し、自立支援や重度化防止を行う。	地域包括ケア推進課
民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員に寄せられた相談について、内容に応じた相談窓口を紹介し問題解決にむけた連携を図る。	社会福祉協議会
生駒市医療介護連携ネットワーク協議会（再掲） （認知症対策部会・在宅医療介護推進部会）	市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築を図る。	地域包括ケア推進課・地域医療課
【重点施策】 1－（２） 介護者に対する支援		
くらしのあんしん作成・配布	福祉サービスの紹介や各種相談機関の連絡先等を掲載した、高齢者の福祉と健康の手引きとなる冊子を作成し、配布する。	福祉政策課
家族介護用品支給事業	在宅の要介護者を介護している同居の家族に対し、介護用品として紙おむつ等を支給する。	福祉政策課
家族介護講習会等の開催	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。	地域包括ケア推進課
認知症地域支援推進員による電話相談	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	地域包括ケア推進課
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行う。	介護保険課
介護サービス給付	特別養護老人ホームや老人保健施設への入所等の施設サービスとデイサービスや訪問介護等の在宅サービスの給付を行う。	介護保険課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成や認知症高齢者を地域で見守る体制づくりを目的とした声掛け訓練を実施する。	地域包括ケア推進課
【重点施策】 1－（３） 高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援		
救急医療情報キット	救命処置を行う必要がある場合に備えて、「緊急連絡先」「かかりつけ医」などの情報を記入した用紙を容器に入れ、冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布する。	福祉政策課
緊急通報システム	65 歳以上的高齢者や身体障がい者のひとり暮らし等の方(緊急性の高い疾患があり、加療中の方)に緊急通報装置を貸与し、利用者に緊急事態が発生した時に、あらかじめ組織された地域支援体制により迅速な対応を行う。	福祉政策課

食の自立支援事業	65 歳以上の独居等の人で栄養状態に問題があり、疾患や障がい等により外出や調理が困難で安否確認が必要な方を対象に、栄養管理された弁当を自宅へ配達する。	福祉政策課
行方不明高齢者捜索ネットワークシステム	外出して自宅に戻れなくなる恐れのある認知症高齢者の介護者等に対して、行方不明高齢者捜索ネットワークシステムへの事前登録を奨励し、行方不明時に早期発見・保護し、介護者の負担軽減できる仕組みを広げる。	地域包括ケア推進課
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者がより活動的に、元気に暮らすことを目的とし、家庭でできる体操などセルフケアを促進する。	地域包括ケア推進課
介護予防・生活支援サービス事業 ・通所型 ・訪問型	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。	地域包括ケア推進課
介護予防手帳の配布・運用	高齢者が自身のことを管理できる介護予防手帳を配布することにより、セルフケアの推進を図る。	地域包括ケア推進課
基本チェックリストの発送	75 歳以上の後期高齢者でかつ要支援・要介護認定を受けていない人を対象に、元気度チェック（基本チェックリスト）を郵送・回収し、閉じこもりやうつ症状などを早期に発見し、ケアにつながる支援を行う。未返送者については未返送者実態把握事業を通して、地域包括支援センターが個別訪問を行い、ハイリスク者の早期発見を行う。	地域包括ケア推進課
認知症初期集中支援チームの運用	認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	地域包括ケア推進課
日常生活圏域ニーズ調査	日常生活圏域ニーズ調査を通して、高齢者が必要としている社会参加の場を創出する。	地域包括ケア推進課
権利擁護支援（再掲）	判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者や精神障がい者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関して本人や養護者が身近に相談ができる権利擁護支援センターの支援の充実に努める。特に、本人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理を行う成年後見制度について市の広報「いこまち」やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図るとともに、申立費用、報酬費用の助成を行う。	福祉政策課
【重点施策】 1 － （４） 社会参加の強化と孤独・孤立の予防		
ひとり暮らし高齢者調査・訪問	民生委員児童委員が担当地区のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、必要な情報を伝えるなど、ひとり暮らしでも安心して生活できるよう支援する。	福祉政策課

避難行動要支援者避難支援事業	自然災害が発生した場合、家族以外の第三者の避難支援を必要とする方の情報を、市と地域の関係機関（自治会、自主防災会、民生委員児童委員等）で情報共有することで、避難時の手助け等を地域の中ですばやく行えるよう、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備する。	福祉政策課
入浴事業	高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図るため、60 歳以上の方を対象に、ふれあいセンターの浴場利用券を交付する。	福祉政策課
敬老事業	長年社会に貢献された高齢者に対し、米寿及び白寿の対象者に記念品等を贈ることにより、敬老の意を表し、あわせて福祉の増進を図る。	福祉政策課
老人クラブ活動費助成	健康づくり、生きがいづくり、友愛活動や世代間交流を目的として活動する老人クラブの活動を支援する。	福祉政策課
高齢者交通費等助成	高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加を促すために交通費等を助成する。	福祉政策課
高齢者等見守り協力事業者登録制度	配達などで家庭を訪問することの多い登録事業者が、事業活動を通じて高齢者等の日常生活の異変（配達したものが手付かずで残されているなど）を察知した際に、市等に連絡し、行政と事業者が連携して高齢者等の見守りを行う。	福祉政策課
シルバー人材センター	高齢者の社会参加と生きがいづくりを図りながら、短期的な就業を通じて地域社会に貢献するシルバー人材センターの運営補助を行う。	福祉政策課
介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業	地域の集会所等集まり運動を行ういきいき 100 歳体操等を実施し、健康づくりや介護予防を通じた地域でのつながりづくりを進める。また、高齢者の特性に応じた介護予防事業の展開を行い、健康づくりや社会参加を促進する。	地域包括ケア推進課
ひまわりの集い	高齢者の孤食等を避けるよう地域巡回型のひまわりの集い等を拡充し、社会参加を促進させる。	地域包括ケア推進課
一般介護予防事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業	人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場を継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的に実施する。	地域包括ケア推進課
認知症支え隊	認知症等により自宅に閉じこもりがちになった高齢者に対し、サロン等への同行支援や外出の電話連絡、買い物や趣味の付き添い等を行い、自立した生活を継続できるよう見守りを行う。	地域包括ケア推進課
認知症カフェ	認知症本人同士の交流や家族間の情報交換を目的とし、認知症の人や家族、専門家、地域住民が集う場を定期的に開催する。	地域包括ケア推進課
本の宅配サービス	図書館へ出向くことが難しい高齢者等にボランティアが本を宅配する。	図書館

孤独・孤立対策の強化（再掲）	孤独・孤立対策について、市及び幅広い関係機関が連携して必要な施策を適時に検討・実施する体制である官民連携プラットフォームを足掛かりに、孤独・孤立の課題を抱える方の支援体制の構築・拡充、実態把握や情報発信の強化を進める。	地域包括ケア推進課
【重点施策】 2 － （１） 生活困窮者等への支援事業の強化		
生活困窮者住居確保給付金の支給	経済的に困窮し、住居を喪失した人、またはそのおそれのある人を対象とし、家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	生活支援課
生活困窮者自立相談支援調整会議	生活困窮者自立相談支援調整会議等を開催する際に必要に応じて自殺対策担当部門の参加を求め、対象者毎に適切な支援プランを策定する。	生活支援課
生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の作成等を通じ、家計の改善にむけた支援を行う。	生活支援課
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けた支援を行う。	生活支援課
生活保護各種扶助	最低限度の生活を維持することが困難になった人を対象に、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 項目について扶助を行う。	生活支援課
被保護者健康管理支援事業	生活保護者の健康の保持及び増進を図るための必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨等を行う。	生活支援課
被保護者就労支援事業	生活保護者の就労の支援に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	生活支援課
被保護者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活保護者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けた支援を行う。	生活支援課
フードレスキュー（緊急食料支援）事業	今日食べるものに事欠くほど緊急の支援を必要とされている方に一時的に食料品を提供する。	社会福祉協議会
重層的支援体制整備事業（再掲）	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	福祉政策課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	経済的な課題に限らず、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援を行う。	生活支援課
子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援を行う。	生活支援課

【重点施策】 2 - (2) 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実

ハローワーク奈良と連携した就職面接会	生駒市に事業所がある企業が複数社集まり、合同で面接会を開催し、企業と就労意欲のある者とのマッチング支援を行う。	商工観光課
ハローワーク奈良と連携した女性の再就職準備相談会	ハローワーク奈良の相談員が再就職の一手手前から本格的な仕事探しまで、一人一人の課題を一緒に考える相談業務を行う。	男女共同参画プラザ
養護老人ホーム保護措置事業	生活環境や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の入所手続きを行う。	福祉政策課
在日外国人高齢者特別給付事業	国民年金の給付を受けることができない外国人又は外国人であった人に対し、福祉の増進を図るため、外国人高齢者特別給付金を支給する。	福祉政策課
介護保険料徴収猶予・減免・分納	災害等の特別な事情がある場合は、保険料の徴収を猶予又は減免する。 また、減免や徴収猶予等、生活保護にも該当しないが、生活の状況において、納付が困難であると判断される人に対し分割で納付できるよう対応する。	介護保険課
高額介護サービス費制度	利用したサービス（1割・2割又は3割の利用者負担の合計額）が高額となり、一定額を超えた場合は、高額介護サービス費として還付する。	介護保険課
特定入所者介護サービス制度	施設における食費と居住費の自己負担（原則）に対し、低所得者の負担が一定の範囲にとどまるように設定する。	介護保険課
ひとり親家庭等医療費助成	一定の要件を満たしたひとり親家庭等の養育者と子に対して、医療費の助成を行う。	国保医療課
保険税の賦課、減免	国民健康保険税の減免制度について適切な運用を行う。	国保医療課
国民健康保険の高額療養費制度	長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えて支払った医療費について支給する。	国保医療課
就学援助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。	教育総務課
保育料等納入促進事業	利用者負担額での支払いが困難な方へ減免手続きの案内を行い、減免認定することで保育料を納入しやすい環境を整える。	幼保こども園課

母子家庭等自立支援給付金事業	・自立支援教育訓練給付金 市が指定した職業能力の開発のための講座を受講したひとり親家庭の父母に対して、教育訓練終了後に支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進させるため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	こども総務課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、児童扶養手当を支給する。	こども総務課
母子生活支援施設保護措置事業	配偶者のいない、又はこれに準ずる事情にある女性とその児童の母子生活支援施設への入所を支援する。また、入所施設の実施運営費を扶助し、自立の促進のためにその生活を支援する。	こどもサポートセンター
就労支援 (紹介する支援機関の一例)	対象者に応じた就労支援機関を紹介し、就労支援を行う。 【奈良若者サポートステーション】 15 歳～49 歳の働くことに関する悩みをもつ人を対象に、キャリアカウンセリングや、職場体験、就職支援プログラムなどを通じて就労を支援する。 【ならジョブカフェ】 正規雇用などを目指し、就職活動をするおおむね 35 歳未満（40 代前半までの不安定就労者含む）の若者や学生に対して、キャリアカウンセリング、セミナーなどの就業支援メニューを無料で実施する。 【若者サポートステーションやまと】 さまざまな理由で働くことが困難な若者に対し、自立を目指した就労支援を行う。 【キャリアサポートセンター奈良】 15 歳～49 歳のひきこもり、ニートなどの就職に自信のない人やその家族を対象に、就労訓練を中心にしたサポート事業を実施する。	生涯学習課
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えている人を対象に、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労相談、家計指導等）を行い、一時的な資金の貸し付けを行う。	社会福祉協議会
【重点施策】 3 - (1) 創業者・経営者にむけての支援		
中小企業融資制度	中小企業者や市内で新たに事業を始める個人・法人への支援として、事業に必要な資金を円滑に調達するための支援を行う。	商工観光課
各種相談先の周知（再掲）	創業者支援セミナー等の受講者や中小企業融資制度の担当者等に各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、創業者や融資利用者への情報提供を行う。	健康課

【重点施策】 3 - (2) 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知		
市職員に向けたこころの相談室及びストレスチェック体制の整備	所属や人事課の職員に知られることなく仕事や家庭のことなどカウンセラーに相談できる環境を提供することで、メンタル不調の防止・改善を図る。また、ストレスチェックの体制を整備し、職員自身のストレスへの気づきの促進及びメンタル不調となることを未然に防止する。	人事課
市ホームページにおける情報周知	労働環境などにかかるセミナーや講演会の開催情報や労働条件等にかかる相談窓口の情報を、市ホームページで周知する。	商工観光課
こころの体温計の利用啓発（再掲）	こころの体温計の利用を推進し、奈良県労働局総合労働相談コーナーや北和地域産業保健センターなど労働問題に特化した相談先の情報を提供する。	健康課
【重点施策】 3 - (3) 働き方の変化に対応した心の不調への対策の推進		
テレワーク＆インキュベーションセンター「イコマド」の活用	「テレワーク（サテライトオフィス）」を始め「インキュベーション（起業支援）」、「コワーキング（協働）」の機能を備えた新しい働き方を支援するための場を提供する。	商工観光課
各種相談先の周知（再掲）	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布する。	健康課
健康相談（再掲）	心身の健康に関して、必要な指導や助言を行う。	健康課
【重点施策】 4 - (1) 妊産婦・子育てをしている人への支援の充実		
一般不妊・不育症治療費助成	不妊症又は不育症による治療費の助成を行う。	健康課
パパママ教室、パパ講座	妊婦及びそのパートナーが妊娠、出産、育児等についての知識を習得するとともに、母親同士の仲間づくりや父親の育児の意識向上を図る講座を実施する。	健康課
産後ケア事業	産褥期に家族等から援助が受けられない人で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、宿泊型又は通所型の手法により育児支援を行う。	健康課
未熟児訪問指導	低体重や、出生後に入院加療を必要とする状態で生まれた乳児やその家族を対象に、退院後の家庭での養育について訪問し指導を行う。	健康課
新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業	全戸訪問により、こどもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぐ。また、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施することにより、産後うつや産婦の精神状態を評価し、その結果に基づいた支援を行う。	健康課

はじめての離乳食講座	生後 4～5 か月児とその保護者を対象に離乳食についての調理実習を含めた講座を開催し、乳児の食事に関する相談指導を行う。	健康課
育児相談事業	10 か月児、2 歳 6 か月児、3 歳児のこどもとその保護者に対して、育児やこどもの発達、生活全般についての相談に対応する。また、生後 1～4 か月児をもつ母親を対象に、母乳による授乳についての相談に応じる。	健康課
出産・子育て応援給付金の支給	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境整備の一環として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援として妊娠の届け出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金の支給を行う。	健康課
個別発達相談	発達相談員が、発達や育児に関する不安がみられる幼児についての相談に対応する。	健康課
親子教室	育児やこどもの発達についての不安や悩みのある親やこどもを対象に集団遊びを通して、こどもとの関わり方等についての育児支援を行う。	健康課
ボランティア養成講座	教室や講座に来所する人が安心して受講できるよう、一時的にこどもを預かるボランティアを養成する。	子育て支援総合センター
保育の実施（公私立保育園・こども園・幼稚園など）	公私立保育園、こども園、幼稚園などによる保育・育児相談を実施する。保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に対応する。	幼保こども園課
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。	こども総務課
特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある児童を監護する父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）、あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護、生計を維持する）方に対し支給する（所得制限あり）。	こども総務課
ファミリー・サポート事業	保護者の外出や授業参観・懇談会などの場合にこどもを一時的に預けたい人（依頼会員）と預かる人（援助会員）をコーディネートし、活動を支援する。	子育て支援総合センター
地域子育て支援拠点	市直営のみっきランド・はばたきみっきをはじめ市内保育園にて乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	幼保こども園課 子育て支援総合センター
ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	こどもサポートセンター
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要とされた家庭に、保育士等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行い、適切な養育が実施できるよう支援する。	こどもサポートセンター

絵本の会	4歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、5図書館・室で「絵本の読み聞かせ」や「わらべうた」を行う。	図書館
おはなし会	4歳から小学校6年生までのこどもを対象に、5図書館・室で昔話や創作文学を耳から楽しむ「おはなし」や「絵本の読み聞かせ」を行う。	図書館
図書館託児事業こあら	図書館ボランティアによる託児を行い、保護者にゆったりとした読書タイムを提供する。	図書館
マタニティコンシェルジュの設置（再掲）	妊娠期から子育て期にかけて、妊婦やその家族のあらゆる相談に応じ、相談先や支援策の情報提供や保健指導を行う。	健康課
児童扶養手当の支給（再掲）	父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、児童扶養手当を支給する（所得制限あり）。	こども総務課
【重点施策】 4 －（２） さまざまな立場の女性への支援の充実		
養育費に関する公正証書等作成支援事業	ひとり親の経済的安定とこどもの健やかな成長と生活を支えるため、養育費の確保のため、公正証書等の作成に係る経費の一部に対して補助金の支給を行う。	こども総務課
子ども文房具ポスト（学校用品のリユース事業）	子育て世帯への経済的支援や生活支援を行うため、卒業や就職を契機に家庭で使用しなくなった学校用品や文房具などのリサイクル・リユースを行う。	社会福祉協議会
フードパントリー（子育て世帯への食料等支援事業）	高校生以下のこどもがいる生活に困られている世帯を対象として、希望される方にパンや食料品のおすそ分けを行う。	社会福祉協議会
出産・子育て応援給付金の支給（再掲）	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境整備の一環として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援として妊娠の届け出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金の支給を行う。	健康課
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	一定の要件を満たしたひとり親家庭等の養育者と子に対して、医療費の助成を行う。	国保医療課
就学援助（再掲）	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。	教育総務課
保育料等納入促進事業（再掲）	利用者負担額での支払いが困難な方へ減免手続きの案内を行い、減免認定することで保育料を納入しやすい環境を整える。	幼保こども園課

母子家庭等自立支援給付金事業 (再掲)	・自立支援教育訓練給付金 市が指定した職業能力の開発のための講座を受講したひとり親家庭の父母に対して、教育訓練終了後に支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進させるため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	こども総務課
家事援助サービス (再掲)	食事づくりや買い物等の家事全般や見守り、話し相手等を有償サービスとして実施する。	シルバー人材センター

【重点施策】 4 - (3) ライフステージに応じた女性の健康課題に対する支援

女性の健康週間の普及啓発	毎年3月1～8日までの8日間を「女性の健康週間」とし、女性のライフステージに応じた健康支援を推進する。	健康課
健康相談 (再掲)	心身の健康に関して、必要な指導や助言を行う。	健康課

【重点施策】 4 - (4) 困難な課題を抱える女性への支援

困難な課題を抱える女性への支援	令和6年4月から「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえDV、暴力、家族の問題など、さまざまな事情により日常生活において、困難な課題を抱える女性に対する相談窓口の充実を図る。	男女共同参画プラザ
女性のための法律相談事業 (再掲)	女性が抱えている悩み(夫婦・家族・対人関係)について、自分らしい選択・決定をしていけるように女性弁護士が相談に対応する。	男女共同参画プラザ
DV等被害者相談事業 (再掲)	電話や面談により、女性が抱えている悩み(夫婦・家族・対人関係)の相談に女性相談員が応じ、自分らしい選択・決定ができるよう支援する。	男女共同参画プラザ

【重点施策】 5 - (1) SOS の出し方に関する教育の実施 (再掲)

法務局との連携 (再掲) ・子ども人権SOSミニレター ・子ども人権110番 ・人権の花	教師や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐるさまざまな人権問題の解決にあたる。 また生命の尊さや思いやりの心を体得することを目的に、学校や幼稚園・保育園へ花の種や球根などの植付指導を行う。	人権施策課
教育相談室 (再掲)	不登校や子育ての悩み、教育に関するこどもや保護者のさまざまな相談に応じる。	教育指導課

就学前相談（再掲）	特別な支援を必要とする幼児の生活や就学に関する悩みや不安について保護者を対象に相談会を実施する。	教育指導課
特別支援教育相談（再掲）	臨床心理士による教育支援施設での教育相談や、特別支援学校での職務経験のある相談員が訪問相談を実施する。	教育指導課
子どもの居場所・学び支援室（再掲）	こども達の実情、実態に応じて、教育相談、教科補充、体験学習、体育的活動等を行い、学校生活への復帰を支援する。またこころの居場所づくりを行う。	教育指導課
命の大切さを学ぶ体験事業（再掲）	保育園や幼稚園、こども園と連携して幼児との触れ合い、老人福祉施設などでの高齢者との交流、また、生命誕生にかかわる人々の出前授業等を通して、自分を大切に、他の人を尊重する態度を育て、自己有用感を高め、自他の生命を尊重する態度を養う。	教育指導課
【重点施策】 5 - (2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化（再掲）		
スクールボランティア事業（再掲）	地域のこどもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活が送れるよう、ボランティアを募集し支援を行う。	教育総務課
いじめ問題対策連絡協議会（再掲）	いじめ事案についての報告と、把握後の学校の対応について相談し、指導を受けることにより、教職員のいじめ事案の対応力向上を目指し、予防に向けた取り組みを実施する。	教育指導課
スクールソーシャルワーカーによる相談（再掲）	教育支援施設で不登校や生活全般の課題についての相談を実施し、学校と連携しながら家庭での課題についての相談に対応する。	教育指導課
スクールカウンセラーによる相談（再掲）	市内すべての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアや生活上の課題への相談に応じる。	教育指導課
【重点施策】 5 - (3) 教職員にむけての支援（再掲）		
教職員ストレスチェック事業（再掲）	市の教職員を対象としたストレスチェックを実施する。	教育総務課
教職員の働き方改革事業（再掲）	年休取得促進のため、8月12～15日まで学校閉庁を実施する。	教育総務課
生駒市部活動支援事業（再掲）	地域の適切な人材を、外部指導者として学校に派遣し、部活動指導者として指導を行う。	教育指導課

【重点施策】 5 － （４） こども・若者への支援の充実

不登校支援のための奈良県ネットワーク型フレキシスクール	前年度の登校日数が、年間 10 日程度の中学生等を対象とし、生徒・教員間のオンラインによるネットワークを確立し、市町村教育委員会の設置する子どもの居場所・学び支援室にも参加できない生徒のセーフティネットの役割を果たすとともに、令和 6 年度に設置する県立山辺高等学校通信制等への高校進学を支援する。	奈良県教育委員会・教育指導課
法務局との連携（再掲）・子ども人権 S O S ミニレター・子ども人権 110 番・人権の花	教師や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐるさまざまな人権問題の解決にあたる。	人権施策課
LGBTQ など性の多様性に係る相談（再掲）	LGBTQ などのさまざまなセクシャリティの人が抱える不安や悩みの相談に応じる。	人権施策課
子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援を行う。	生活支援課
教育相談室（再掲）	不登校や子育ての悩み、教育に関するこどもや保護者のさまざまな相談に対応する。	教育指導課
子どもの居場所・学び支援室（再掲）	こども達の実情、実態に応じて、教育相談、教科補充、体験学習、体育的活動等を行い、学校生活への復帰を支援する。またこころの居場所づくりを行う。	教育指導課
不登校・ニート・ひきこもり相談（再掲）	不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活上のさまざまな困難を抱えるこどもや若者、家族からの相談に対応する。	生涯学習課
子ども・若者支援ネットワーク（再掲）	さまざまな困難を抱えるこども・若者が、就学や就業など自立した生活を営むことができるよう教育・福祉・就労・子育て・更生保護など各分野の関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を行う。	生涯学習課
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（再掲）	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11 月）にこどもへの虐待について、通告の重要性や相談先を周知する。	こどもサポートセンター
家庭児童相談（再掲）	家庭相談員が、18 歳までの方及びその家族の心配事や児童虐待など、悩みごとの解決に向けての相談に対応する。	こどもサポートセンター
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を図るため関係機関からなる協議会を設置し、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う。	こどもサポートセンター
本活部（再掲）	本を通じた青少年の健全育成及び読書活動の推進を目指すとともに、会員相互の親睦を深め、より良い人間性を養っていくことを目的として、市内に住む 10 代の若者を対象とした、“本”をテーマに交流・情報発信をする「本活部」を支援する。	図書館

【重点施策】 5 － （ 5 ） こども・若者の特性に応じた支援の充実		
1人1台端末等に相談先を周知するためのアイコンを作成	小中学生に1人1台配布しているタブレット端末等に相談先一覧を案内するためのアイコンを作成する。	教育指導課
「こころの体温計」の利用推進（再掲）	市ホームページにスマートフォンやパソコンから利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を設置し、相談先の情報提供も行う。	健康課
【重点施策】 5 － （ 6 ） こども家庭庁との連携		
こども家庭庁との連携体制の整備	こども家庭庁と連携し、こどもや家庭が抱えるさまざまな複合的課題に対して、切れ目なく包括的な支援をするための体制整備を行う。	健康課・教育総務課・教育指導課・幼保こども園課・こども総務課・子育て支援総合センター・こどもサポートセンター

【生駒市自殺対策計画】
令和 6 年 3 月

生駒市健康課
〒630-0258
奈良県生駒市東新町 1 番 3 号
TEL : 0743-75-2255